

第132号

会報

令和7年1月

# ふくおか



福津市 宮地嶽神社



北九州市 八坂神社



筑後市 水田天満宮



広報キャラクター「地識くん」



福岡県土地家屋調査士会



# 土地家屋調査士倫理綱領

## 1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。

## 2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。

## 3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

### 表紙写真説明

「初詣 県内三社参り」

撮 影 日 2024年11月吉日 南福岡支部 多良俊一会員 による撮影  
説 明 皆さまのご多幸を一足早く祈願してきました。

## 目次 Contents

新年のご挨拶	会長	日野智幸	1
新年の御挨拶	福岡法務局長	土手敏行	2
新年のご挨拶 ～新時代を共に創りましょう～	日本土地家屋調査士会連合会 会長	岡田潤一郎	3
令和6年の家族法の改正について			
.....	西南学院大学法学部 教授	宮崎幹朗	4
新年のご挨拶	福岡県土地家屋調査士政治連盟 会長	庄崎泰広	7
小言幸兵衛の調べた実像の野口英世	西福岡支部	山本繁樹	9
農地転用の隣接農地同意報告書について	八女支部	松尾努	13
似通った地名はなぜできた？	北九州支部	田崎実	15
新年のごあいさつと自己紹介	総務部理事	佐藤誠	17
昨今の学校教育に対する私見	総務部理事	鎗水慎介	18
釣りの魅力にとりつかれて	業務部理事	松本俊介	19
境界問題解決センターふくおか 設立20周年によせて	業務部理事	石矢真	21
巳年のへびについて	広報部理事	森田清広	24
広報部年度末大忘年会	広報部理事	中野憲司	25
年頭あいさつ	研修部理事	松尾良隆	26
ご挨拶と我が家の一員紹介	研修部理事	嶋田繁喜	27
ルーツ (ROOTS)	研修部理事	荒武晋	28
補助者の調査士試験	社会事業部理事	光安隆豊	30
社会貢献活動 北九州支部 北九州支部の広報活動と社会貢献事業	社会事業部理事	北九州支部 岩田葉子	31
社会貢献活動 久留米支部 第37回筑後川・矢部川河川美化「ノーポイ」運動参加報告			
.....	久留米支部	黒岩由貴子	32
新入会員の紹介			33
補助者に関する届出等について			37
<県会ホームページ>会員専用サイトへのログイン方法			38
会長会務日誌			40
福岡県土地家屋調査士会専門研究所 県会事務局屋上設置の電子基準点についての検証報告			42
編集後記			



# 新年のご挨拶

会長 日野 智 幸



新年あけましておめでとうございます。

2025年の年頭にあたり、ご挨拶申し上げます。会員の皆様におかれましては、令和7年の新年を穏やかに迎えられましたこと、心からお慶び申し上げます。また、日頃より福岡県土地家屋調査士会の会務運営に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますこと、感謝申し上げますとともに御礼申し上げます。

まず始めに、昨年は、1月1日の年頭に「能登半島地震」、4月に「豊後水道を震源とする地震」、8月には「宮崎県日向灘を震源とする地震」が起きました。また、各地では猛暑が続き、福岡県太宰府市では7月19日～8月27日の40日間連続で猛暑日（最高気温35℃以上）が続き、連続猛暑日の国内最長記録を更新したそうです。さらに、この猛暑の影響で、日本各地では豪雨や線状降水帯等の水害に見舞われた箇所も多くみられたのではないかと思います。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興を祈念いたします。

さて、令和5年4月1日に施行されました「所有者不明土地・建物管理制度」と「管理不全土地・建物管理制度」が設けられました。これらの清算人として土地家屋調査士を活用していただくために高等裁判所を訪問し、我々の職責について説明を行いました。現在は、筑豊地区にて1件の清算人としての業務の依頼を受け、会員を紹介しております。今後も、依頼を受け対応できるようにしていかなければなりません。そのためには、当然研修も必要ですし、自己研鑽も必要だと考えます。

研修が多いと感じている会員もいるようです。しかし、我々は隣接法律専門職であり以前からある知識はもちろん、改正された法律も当然理解し業務を行う必要があると思います。また、

新しい制度に対する必要なことや知識等も自分のものにし、対応していかなければなりません。このような、新しい制度の内容等については、自分だけではなかなか得られるものではありません。そのため、県会では研修部を中心に、今会員に必要なことを伝え、知識を吸収し、土地家屋調査士として自分たちのレベルを上げることに努めていただければと考えながら研修を行っています。ぜひ、ご理解いただき、研修を受講していただければと思います。

研修会と言えば、第2回全体研修会を令和7年2月14日（金）にアクロス福岡にて開催いたします。この研修は、令和3年11月11日（木）の土地家屋調査士制度70周年記念講演以来の集合型研修会となります。また、境界問題解決センターふくおかの開設20周年を記念してシンポジウムも同時に開催いたしますので、会員の皆様におかれましては、必ず出席していただきますようお願いいたします。

今年は、巳年です。蛇は古代から「再生」や「永遠」の象徴とされています。それは、皮を脱ぎ捨て新たな姿に生まれ変わる姿がその象徴となっています。こうした意味から、巳年は新しいことに挑戦したり、変化に対して前向きな姿勢を示したりする年とも言われています。そのため我々県会役員も、今まで行ってきた事業だけでなく、新しいことに挑戦する年にできればと思います。今期も残りわずかとなりました。3月の期末、そして定時総会まで全力で頑張りたいと思います。

最後になりましたが、会員の皆様、ご家族、事務所職員の皆様にとりまして、今年一年がご健勝であり飛躍の年になりますよう、ご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

# 新年の御挨拶

福岡法務局長 土手敏行

新年明けましておめでとうございます。

福岡県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、つつがなく新年を迎えられたことと心からお慶び申し上げます。また、貴会及び会員の皆様には、平素から不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産登記制度の充実・発展と登記行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、所有者不明土地問題につきましても、公共事業や民間取引等の妨げになっているとして、その解消が、いわゆる「骨太の方針」等において政府全体で取り組むべき課題とされるなど、現代日本の社会経済状況の中で、解決すべき重要な課題となっています。

このような中、令和元年度からスタートした、いわゆる表題部所有者不明土地適正化法に基づく「表題部所有者不明土地の解消作業」では、日常の業務を通じて多くの事例に接しておられる会員の皆様に、探索のため必要な調査等を行う所有者等探索委員として御活躍いただいております。

また、令和5年4月27日から、所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的とした相続土地国庫帰属制度の運用が、令和6年4月1日から、所有者不明土地問題の解決を図ることを目的とした相続登記の申請義務化がそれぞれスタートするなど、所有者不明土地問題に関する新たな制度が順次施行されています。

これらの新しい制度が十分活用されるためには、会員の皆様に専門性をいかして御活躍いただくことが重要であり、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

さらに、所有者不明土地問題の解決を図るには、土地に関する重要な情報基盤である法務局作成地図の整備を着実に進めていく必要があります。

令和6年6月10日に所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議において決定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」において、「土地に関する重要な情報基盤である登記所備付地図の整備を進めるため、法務局の地図作成事業について、現行の地図整備計画を着実に実施しつつ、次期地図整備計画の策定に向けた基本方針を踏まえ、対象面積が比較的小さい局所的地区を含め、防災・減災対策など特に必要性・困難度の高い地域での優先実施、自治体の要望に沿った地区選定などを盛り込んだ次期地図整備計画（令和7年度～）を、本年度中に策定する」こととされたところであり、土地家屋調査士の皆様の能力を十分発揮していただき、着実に当該事業を進めてまいりたいと考えています。

土地家屋調査士法第1条には、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することをその使命とする。」と定められています。新たな制度を含め、土地家屋調査士の皆様の果たすべき役割は、ますます大きくなっておりませんが、会員の皆様には、その専門的知識を十分いかし、御活躍されまことを期待しております。

法務局としましても、引き続き、貴会及び会員の皆様の御協力を得ながら、国民から期待される登記行政及び法務局行政を推進していく所存ですので、本年もよろしく申し上げます。

最後に、貴会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。



# 新年のご挨拶

## ～新時代を共に創りましょう～

日本土地家屋調査士会連合会

会長 岡田 潤一郎



新年、明けましておめでとうございます。

福岡県土地家屋調査士会員の皆様方におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。また、日頃より日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)の活動に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年は、元日の能登半島地震の発災から始まり、輪島朝市地区の大火災を目の当たりにしました。また、8月8日には日向灘を震源とする最大震度6弱の地震発生や9月20日からの被災地・能登地方を無情にも襲った大雨被害といった自然災害に次々と見舞われた一年でした。私たち連合会においても、従来の活動実績に捉われることなく、専門資格者としてでき得る復興支援を地元土地家屋調査士会の実情と意向を聴きつつ、実施してまいりました。

能登半島地震関連では、市町村が実施する「建物の公費解体事業」における「建物性の認定」を地元の土地家屋調査士が担って活動を展開しています。私たち土地家屋調査士は、「建物性の有無」を判断し得る資格者として、まさに知識と経験を被災地の皆様に直接お届けできる機会を創設したものでもあります。近年、連合会では、専門資格者の社会的評価は、社会貢献活動を抜きに語ることはあり得なく、土地家屋調査士としての能力を活かした社会貢献事業は、重要な事業だと考えてきましたが、今回の活動は、継続発信してきた社会貢献活動の新たな扉を拓く展開だと理解しています。そして、将来における復興支援のための社会貢献事業モデルとしても、その確立に期待が寄せられているところです。土地家屋調査士として、平時から有事への備えを怠らないことが、人々の財産保持と不安解消のために特に重要であると言えます。

ところで、近年、国民生活に密接に関係する制度の変革が加速度を増しています。また、土地家屋調査士制度を取り巻く環境も大きな変化の渦中に在ります。相続登記の義務化に関連し、

表示に関する登記の相談や依頼形態に変化が見られます。これらの時流を私たち土地家屋調査士は、引き続き的確な分析と検討を実施しつつ、社会全体に対して還元していかなければなりません。

また、国策と認識するデジタル化の促進と対応等、社会の様々な動き、価値観や思考枠組みの変化に対応するため、全国土地家屋調査士政治連盟とも連動し、新しい業務形態の構築と実践から職業としての魅力を強く広く社会へ継続発信するとともに、土地家屋調査士一人一人が、隣接法律専門職としての自覚のもと、不動産の表示に関する登記実務及び土地の筆界を明らかにするための業務を遂行することにより、不動産に関する権利の明確化に寄与し、社会に安定した生活を提供する職責を全うする資格者として存在しなければなりません。

これらの方向性を共有するためにも、全ての会員が、この国の社会環境及び経済状況を正確に分析し、土地家屋調査士としての適正かつ正確な業務遂行に加えて、専門職独特の付加価値を提供しつつ、資格者としての対価を考える必要があります。専門資格者として、物価高に負けない強靱な体力と知見を併せ持つべきなのです。

そして、土地家屋調査士であるからには、制度の歴史と情報を共有することにより、意識の共有につなげ、更には行動の共有へと進め、未来に向けて土地家屋調査士制度と国民生活の調和に結び付ける意識こそが、新時代を共に創り出すことにつながるはずです。

以上のような動向からも、本年も土地家屋調査士制度に対する社会からの期待に応えるべき、まさしく正念場ともいう年であるということをお伝えするとともに、新しい年が、福岡県土地家屋調査士会員の皆様にとりまして、明るく希望に満ちた一年となりますよう祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

# 令和6年の家族法の改正について

西南学院大学法学部

教授 宮崎 幹朗

## 1 はじめに

法制審議会は令和3年以降、夫婦の離婚後の未成年子の親権の問題について共同親権を可能とする制度を導入すべきか否かを中心的な課題として、子の養育費の確保や親子交流の問題も含めて、家族法制の見直しを検討してきたが、令和6年「家族法制の見直しに関する要綱案」を公表し、離婚後の夫婦間で未成年子の共同親権を可能とする法改正を含む改正案を提示した。これに関連して、賛否両論が寄せられていたが、諸外国の立法を参考にしつつ、夫婦の離婚後に単独親権者でなければならないとする制度では多様な観点から子の利益の確保を図るという方向性にはそぐわないという指摘もあり、離婚後であっても父母双方が子の監護養育に責任を負うべきとする理念からも、共同親権を可能とする制度の導入が望ましいとされた。

そして、令和6年5月、離婚後の夫婦の共同親権を可能とする法改正を含んで民法の一部改正が国会で可決され、公布されたことは周知のとおりである。今回の法改正の焦点が離婚後の父母の共同親権の選択を可能とする制度の導入にあることは確かだが、それ以外に、養育費の確保や離婚後の面会交流に関する問題についても検討され、新たな制度を導入している。これらの改正点についてみてみる。

## 2 親の責務に関する規定の新設

父母双方が子の監護・養育に関わり、責任を果たすべきことは当然であるが、これまで民法にはこれに関する条文がなかった。改正法では、親権の有無や婚姻関係の有無にかかわらず、父母は子の人格を尊重し養育しなければならないが、子が自分と同等の生活を維持することができるように扶養しなければならないことが規定され、子の

利益のために父母はお互いに人格を尊重し、協力しなければならないことが明確にされた（改正後民法817条の12参照）。離婚後であっても、子のために父母双方が協力し、子の監護養育の責任を果たすべきことが明記された。

## 3 離婚後の父母の共同親権を可能とする制度の導入

現行民法では、夫婦が離婚する際に、未成年の子がいる場合、父母のいずれがその子の親権者となるかを決めなければならないが、協議で定まらない場合には家庭裁判所が定めるものとなっている。今回の改正では、これを見直し、父母の離婚後も双方が子の親権者となることのできるものとした（改正後民法819条参照）。

このような改正には疑問点も示されており、父母の協議によって双方が親権者となることのできるとしていることから、特にDVや児童虐待が疑われるケースでは、子にとって適切な親権者指定となる保証がなく、そのような事案への対応を懸念する声もあった。改正法では、父母の協議が整わない場合には、裁判所が子の利益を考慮して、父母の双方又は一方を親権者と定めることのできるとしており、裁判所がさまざまな事情を考慮して判断できることを認めている。そして、子の心身に害悪を及ぼすおそれがある場合や父母間で虐待や暴力のおそれがある場合などでは、父母の共同親権の行使が困難であり、父母のいずれかを単独親権者と指定しなければならないとされている。また、DVなどが疑われる協議離婚のケースで、不適切な合意で共同親権の定めがなされた場合には、これに対応するための裁判所の手続で一切の事情を考慮すべきものとする規定を設けている。



#### 4 共同親権の行使方法

離婚後の父母の共同親権が認められた場合、具体的な親権の行使はどのようになされるのかという疑問も出ていた。改正民法では、父母が共同親権者である場合でも、子の利益のため急迫の事情があるときや監護及び教育に関する日常の行為については、親権の単独行使を可能としている（改正後民法824条の2参照）。具体的には、DVや虐待からの避難が必要な場合、緊急の医療行為が必要な場合などが子の利益のため急迫の事情がある場合に該当すると説明されている。また、通常の医療行為の受診やアルバイトの許可などの日常生活の中で生じる身上監護に関する行為は子に対して重大な影響を与えない場合に該当するとされ、単独での親権行使が認められることになる。将来の子の進路に影響を与える可能性があるような進学先の選択や入学手続のような場合は日常の行為には該当しないとされている。また、父母が共同で親権を行使すべき事項で父母の意見が対立している場合には、家庭裁判所が父母の一方を親権行使者と定めることができる手続を設けて、懸案の事態に対処できるようにしている。

#### 5 子の監護に関する定め

現行民法では、父母の離婚後に親権者の指定とは別に、子の監護について必要な事項を定めることができるとし、実際に親権者と別に監護者を定めることもできるとしてきた。しかし、この点について明確な規定はなかったため、今回の改正法では、民法766条1項に子の監護について必要な事項の一つとして、父母の監護の分掌の定めをすることができる旨を規定した。

また、現行法では、親権者と監護者が別々に定められた場合について、親権者と監護者の権利義務の内容を定める規定は存在していなかった。改正法では、監護者を定めた場合における監護者の権利義務の内容について明文の規定を導入し（改正後民法824条の3参照）、監護者の責務を明確にした。

#### 6 養育費に関する法改正

離婚後の子の養育費の確保の問題はこれまで長らく問題とされてきた。現行法では、父母間で養育費の取決めがされていた場合であっても、公正

証書や家庭裁判所の調停調書等の債務名義がない限り、民事執行の申立てをすることができず、養育費を請求する側の親にとって手続上の負担が重く、養育費の取決めがあっても実効性が疑わしいと指摘されてきた。そこで、改正法では、養育費債権に先取特権を付与することにし（改正後民法306条3号、308条の2参照）、債務名義がなくても民事執行の申立てができ、一般債権者に優先して弁済を受けることができることとなった。

また、養育費の支払いを具体的に請求するためには、父母の協議又は家庭裁判所の手続による養育費の取決めが必要であるが、DVなどの事情によってこのような協議や家庭裁判所への手続の申立てが困難な場合もある。そこで、改正法では、養育費の取決めを補充するという趣旨で、父母の生活水準に即した養育費の取決めがされるまでの当面の間、離婚時からの一定額の養育費が請求できるという法定養育費制度を新設するものとしている（改正後民法766条の3参照）。

#### 7 親子間・親族間の親子交流について

現行民法では、父母がまだ離婚に至っていない別居中の親子の面会交流・親子交流に関する明文の規定はなく、離婚後の子の監護に関する民法766条を類推適用することによって対処してきた。そこで、改正法では、婚姻中の父母の別居時の親子交流に関する規定を設けた（改正後民法817条の13参照）。

また、裁判所の調停や審判の手続において、適切な親子交流の在り方を検討する場合に、試行的に親子交流を実施し、その状況を見た上で、裁判所の判断の材料にすることが望ましい事案もあるという指摘もあった。他方では、裁判所での手続期間中に親子交流が一切行われなまま長期間が経過すると、その後の親子関係に悪影響が生じるおそれがあるともいわれてきた。そこで、改正法は、適切な親子交流の実現のために、裁判所が当事者に親子交流の試行的実施を促すことができるとする仕組みを設けた（改正後家事事件手続法152条の3、改正後人事訴訟法34条の4など参照）。

さらに、改正法では、これまで明文では規定されていなかった祖父母等の親族との交流について、子の利益のため必要があるときは、子と



の交流を実施することを定めることができる旨の規定が設けられた（改正後民法766条の2参照）。

## 8 その他の改正

上記以外にも、離婚後の財産分与請求期間の5年間への伸長、財産分与請求において裁判所が考慮すべき要素の明確化（改正後民法768条1項、2項参照）などの離婚後の財産分与に関する規定の改正が含まれている。

また、1996年の法制審議会の改正案要綱に含まれており、そのままになっていた夫婦間の契約取消権規定（現行民法754条）の削除、配偶者が強度の精神病へ罹患し、回復の見込みがないことを離婚原因とする規定（現行民法770条1項4号）の削除が含まれている点にも注目すべきである。

## 9 おわりに

令和6年の家族法改正は、離婚後の父母の共同親権を可能とする法改正を中心にしたものではあるが、そのほか、養育費の確保や親子交流などの子の監護に関して必要な事項についても触れている。共同親権の指定が可能となったとしても、実際にどれほど利用されるのかは、現状では予測できない。今回の改正は、離婚後の親子の面会交流の試行、養育費確保のための手続の新設などを含めて、親の離婚後であっても、子の監護・教育に利益となることを目的としたものであることは明白である。そのために家庭裁判所が関与する部分が多くなることが予想され、家庭裁判所の判断や能力に不安を示す意見もある。いずれにしても、今回の法改正によって、子の監護教育が子の利益となるような方向で進められていくことを期待し、新たな制度が活用されることを願っている。





# 新年のご挨拶

福岡県土地家屋調査士政治連盟

会長 庄崎 泰広

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、つつがなく新年を迎えられたことと心からお慶び申し上げます。

日頃より福岡県土地家屋調査士政治連盟の活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

福岡県土地家屋調査士政治連盟（以下「福調政連」という。）は、全国土地家屋調査士政治連盟（以下「全調政連」という。）・日本土地家屋調査士連合会（以下「連合会」という。）・福岡県土地家屋調査士会（以下「福岡会」という。）と連携して、社会情勢の変化に伴った土地家屋調査士関係法令の改正や土地家屋調査士業務の円滑な推進を阻害する社会的要因の是正を求める活動を行っています。

また、不動産に関する権利の明確化の最前線に立つ土地家屋調査士の現場の声を政治に届けます。

全調政連及び福調政連は、各党議員連盟と交流を深め、土地家屋調査士関係法令の改正や土地家屋調査士制度に関する予算・政策要望の実現に取り組んでいます。

現在の主な活動は、筆界を明らかにする土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が行える業務の明文化や狭あい道路解消に係る有効な予算措置（国によるガイドライン策定済）、インフラの再構築や防災・減災・国土強靱化に係る業務への土地家屋調査士の専門性の活用、地図作成事業等のさらなる予算措置、報酬増加に関する活動に取り組んでいます。

ただ一般の会員の皆様には、政治連盟の活動が見えにくく、決して関心は高くありません。しかし、政治の理解なくして土地家屋調査士の未来はありません。

ここに土地家屋調査士政治連盟の設立経緯を

説明させていただきます。

去る司法制度改革や規制緩和政策いわゆる「土地家屋調査士不要論」により土地家屋調査士制度が大きく揺れ動いた平成12年6月、連合会定時総会において政治連盟の必要性が提言され、政治連盟設立に向けた活動が開始されました。

そして、平成13年5月「土地家屋調査士制度の充実・発展と土地家屋調査士の地位の向上を図り、不動産に係る権利の明確化を推進し、国民の権利の擁護に貢献するために必要な政治活動を行うこと」を目的に全国の土地家屋調査士会毎に政治連盟が設立されました。福調政連もこの中の一つの単位会です。

これを受けて、平成13年6月23日、全調政連が設立され、現在の組織形態がスタートいたしました。この時より全調政連は、連合会と協力・連携し、制度維持発展に努めています。土地家屋調査士政治連盟は、特定の党派や政治家を応援するための組織ではなく、土地家屋調査士制度の有用性を政治に訴え、制度の充実・発展と土地家屋調査士の活用拡大を実現し、地位の向上を図り、もって社会の利益の増大を実現する政治活動を行います。

我が国の強制入会制度をとる全ての資格者が政治連盟を設立しています。資格者制度といえども、政治の理解なくして制度の充実・発展が困難であることを物語っています。

これには土地家屋調査士を支援してくれる各党の議員連盟と強固な連帯が必要です。選挙における候補者の推薦や選挙活動は、連合会では法律によりその活動が認められていないため、全調政連及び福調政連が行う必要があります。

## 政治連盟のこれまでの活動成果

### ◆平成 14 年 5 月

土地家屋調査士法の一部改正に於いては、事務所の法人化、資格試験制度の整備、懲戒手続の整備、研修・資格者情報の公開。

### ◆平成 16 年 6 月

不動産登記法の全部改正に於いては、電子申請導入、登記識別情報制度導入。

### ◆平成 17 年 4 月

土地家屋調査士法の一部改正に於いては、筆界特定手続代理関係業務、民間紛争解決手続代理関係業務導入。

### ◆平成 22 年 3 月

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部改正に於いては、土地家屋調査士の活用の働きかけを行う。

### ◆平成 26 年 11 月

空家等対策の推進に関する特別措置法の制定に於いては、参議院本会議にて、空家等対策の推進に関する特別措置法に対する付帯決議を獲得。

### ◆平成 28 年 6 月

経済・財政運営と改革の基本方針 2016（骨太の方針）に於いて、登記所備付地図の整備の充実を図る。

### ◆令和元年 6 月

「土地家屋調査士は境界の専門家」だと社会に認識していただくために、昭和 60 年から境界鑑定を研究し、筆界特定や ADR を実践してきました。そのことを政治の場面に伝えた大きな成果が、令和 2 年 8 月 1 日に施行された土地家屋調査士法の第一条に「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と明記されました。

### ◆令和 2 年 2 月

専門家による業務処理により公共調達の品質を確保するため、国の公共調達にかかる入札業種区分の役務提供分野に「登記業務等」の区分が設けられ、土地家屋調査士、司法書士が初めて公共調達の受け皿として公に認められることになりました。

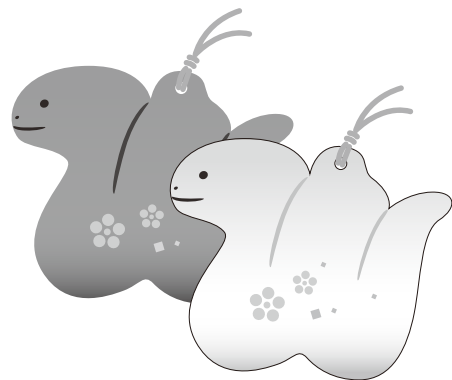
## 最後に入会のおすすめ

土地家屋調査士政治連盟は個人の思想信条や政治理念を問うて成り立つ団体ではありません。あくまで土地家屋調査士制度の充実・発展を期するために同一の行動を盟い合う共同体であります。

強制加入団体である土地家屋調査士会と違い政治連盟は任意加入であります。政治活動の成果は等しく土地家屋調査士全員に帰属いたします。

政治の世界のみならず、団結した力が社会を動かします。

これまで行ってきました活動成果にご理解いただき、入会されている会員はさらなるご支援ご協力を、入会されていない会員はご入会いただき、政治連盟のさらなる活動成果の獲得にご協力の程、宜しくお願いいたします。





# 小言幸兵衛の調べた実像の野口英世

西福岡支部 山本繁樹

戦前の尋常小学校の教科書には、必ずと云っていいほど偉人伝として二宮金次郎と野口英世が登場していたそう。

お二人の共通点としては、①家庭が貧しかったこと。②母子家庭に近い環境であったこと。③人並み以上の努力家であったこと。④頭脳明晰であったこと。以上が挙げられるかと思えます。

二宮金次郎に関しては、以前この紙面に記載しましたが、二宮金次郎というと小学校の片隅にたたく薪を背負って本を読んでいる像を思い浮かべるのではないのでしょうか。

今や校庭にあった二宮像は、歩き読書は危険との理由により撤去されつつあります。このような像が作られる元となったのは、明治時代に幸田露伴が少年少女向けに「二宮尊徳翁」を執筆するに当たり、何か挿絵が欲しいということになり、中国の本から適当なイラストを引っ張りだしたものでした。

実際には大量の薪を2つに分けて紐で縛り、天秤棒の両端をとがらせて、その両端に薪の束を刺して、肩に担いで売りに行ったのでした。読んでいる本は漫画本ではなくて、中国の四書五経の中の大学という本で、儒学入門の書を読んでいたものでした。横道にそれてしまったが、声を大にして言いたい。金ちゃんは決して歩き読書をしていなかったのだと。

さて、今回は野口英世先生を取り上げてみたいと思います。

先生には直接お会いしたことも話し合ったこともないので、今手元にある昭和44年1月16日発行/著者筑波常治の「野口英世」から人となり順を追って紹介したいと思います。

1876年(明治9年)11月9日生まれで、幼名を清作という。3歳の時にいろりに落ち左手に大やけどを負う。小学校では「てんぼう、てん

ぼう」と囃し立てられるが、これは手が棒のようになっている意味であろうと推測する。

17歳の時に指の分離手術を受け、医術の素晴らしさに感銘を受けて医者になろうと決心したそうであるが、実際には自在に動くまでにはなっていなかったらしい。生涯、彼の写真には左手の写ったものは1つもないようです。



【医学者としての功績は】

野口英世というと、黄熱病の研究で有名ではあるが、残念ながら彼は原因をつきとめることは出来なかった。黄熱病の原因はウイルスであり細菌とは全く違う微生物である。ウイルスは細菌の約100分の1と極めて小さいため、通常の光学顕微鏡では観察することは出来ない。素焼きのろ過器を通してしまいうぐらいの小ささであった。ドイツで電子顕微鏡が作られてから初めて確認できるようになったのだが、それは彼の死後3年後のことであった。

彼の燦然と輝く業績は、梅毒の研究であった。梅毒の最終段階で麻痺性痴呆という症状が現れるらしいが、当時原因は全く判っていなかった。彼は患者の脳と脊髄液の中から原因であるスピロヘータ・パリダを見つけ出し、ついにその原因をつきとめたのでした。児童文学書に業績として梅毒の研究と書くときとそれどんな病気？と聞かれると返事に窮するから無難な黄熱病の研究を全面に押し出したに違いないと思うのであります。(独断と偏見)

【どんな人柄だったのか】

母親のシカは、身長147センチと小柄であったが奉公人が三日と続かないと云われた人使いの荒い使用人の所で四年間にわたり子守奉公を続け、ついに年季を勤め上げた。この我慢強さや辛抱強さはしっかりと子に引き継がれたものと思われる。

※我慢は、嫌な事にただ耐えること。辛抱は、目先に思い通りにならないことがあっても、自分が志した未来の結果に向けて、克服しようと耐えていること。

シカは学校にも行けず、幼少の頃から奉公に出されたが、近所の寺の住職に頼み込んで一から読み書きを教えてもらい、苦労の末に国家試験に合格、正式な産婆の免許を取得し、生涯にわたって合計2,000件近くの出産に貢献した。

このような努力する気持ちや頭の良さもしっかりと受け継いでいるのであろう。

しかし、そのようなシカの息子ではあるが、素行はすこぶる悪い。

実像の野口英世は、金銭面でおそろしくルーズであり、借金癖と浪費癖があらたならず、周囲の人達に随分と迷惑をかけた話は、有名な事実であるという。

伝染病研究所に勤めていた時に、彼の管理する貴重図書が紛失する事件が起こり、かねて素行に問題があったため、それに対する嫌疑をかけられ、そのことがアメリカに移住する原因になったともいわれている。

身長153センチの野口英世は、当時の日本人としても背が低かった。そのために子どもだと軽んじられないように、髪にパーマをあてていたとの話があるが、コック長の帽子が高いのと同じ理由で、少しでも大きく見せたかったのではないだろうか。(独断と偏見)



【彼を支えた支援者の人達】

猪苗代高等学校の教頭に当たる小林栄先生は、清作の才能に惚れ込んで、とても高等小学校までやれる余裕はないという時に、自分がある程度援助するからと、清作を高等小学校にかよわせた。

また左手の手術も先生が音頭を取りカンパを募りその殆どを個人で負担し無事成功した。

当時医者になるためには、東大医学部に行くか医者かの家に住み込み国家試験に合格して医者かの免許を取得する方法しかなかった。東大医学部はとてつもなく授業料が高くエリートしか行けなかったかので、当然の如く、会津若松にある渡辺かなえ鼎という先生の会陽医院に住み込みで医学修行が開始されたのだった。

19歳で上京する際、実家の柱に刻んだ「志を得ざれば、再び此地を踏まず」という決意は今もそのまま残っている。

清作青年は、すさまじい勉強に日夜取りかかり、医学だけではなく英語とドイツ語も短期間に習得したという。その才能は天才的であったと云われており、後年アメリカのホプキンス大学のサイモン・フレクスナー病理学教授が伝染病研究所



を訪れた際、通訳として活躍している。それが縁でアメリカに渡り、教授のもとで毒蛇の研究をすることになる。

色々な人達に助けられながら自分の道を切り開いていく野口英世であったが、最大の支援者は血脇守之助という歯科医であった。

最初は英語教師をしていたそうだが、欧米の知識に明るい彼は、これからは歯科医の時代とばかりに、歯科学校に入り直して歯科医として活躍する。

当時の歯科医は医者仲間には入れてもらえず、職人と見なされており、床屋などが兼ねていたらしい。

彼が勤める高山歯科医院に用務員として住み込ませてもらい、国家試験に備えた。

上京して1年目に医師試験に合格した。志願者80人中合格者は4人で、残る3人は「士族」であった。

合格後は、高山歯科医院の教壇に立ち、病理学と薬物学の講義を担当するようにと、血脇守之助に命じられている。

昨日まで用務員だった男が、先生になったのだから生徒達もびっくりした事であろう。この後、生活する為に順天堂医院に兼任で勤めるが、細菌学の研究が出来ない為に、東大の伝染病研究所に入所することになる。

これは破格の人事であり、当時の所長は北里柴三郎であった。

旧千円札と新千円札というシチュエーションは因縁を感じるが、素行の悪かった野口英世に対しては冷遇している。アメリカに留学したいと申し出た時も国費でお前に金が出せるかとばかりに断っている。

渡航費用200円に困った英世は、良家のお嬢様と婚約し持参金として200円を受領したのだった。

今宵が日本最後という日に、横浜で悪友達と共に別離の宴をへった。

飲むほどに酔うほどに、気が大きくなり大事な200円を全て使い尽くしてしまうという大失敗を犯してしまう。出航という日に血脇先生に泣き付いて、高利貸しから借り入れて200円を工面してもらったのでした。

※明治時代の1円は、3千800円という説があり、一晩で76万円を使ったということになります。

渡航費用及び滞在費を含む200円であったからもっと大金であったかも知れない。



馬鹿な奴だと思われるかもしれないが、この小言幸兵衛も若い時分、忘年会の3次会で「この払いは俺が持つ！」と財布の中身を全て投げつけた経験が2回はある。翌朝、眼が覚めて空っぽの財布を見て青くなったものだった。

それからは対策として飲みに行く時には大金を持ち歩かないようにした。

野口英世は後年、結婚詐欺の疑いをかけられるが、この件も血脇先生に助けられている。

#### 【清作から英世に変えた理由とは】

彼は21歳のとき改名します。きっかけは、当時広く読まれていた坪内逍遙のベストセラー小説「当世書生気質」が原因だったのです。明治初めの東京を舞台に一人の学生と芸者の恋の行方を描いたもので、このロマンスを軸に当時の書生たちの日常を描いた作品でした。その登場人物である「野々口精作」は年の頃二十二、三の田舎から出てきた医学生で、大の遊び好きの放とう者。そのくせ、要領だけは抜群で親にはまじめな息子と思わせ、あるときなどは仮病を使って大金をせしめる始末であった。

それはただの小説の中のことであったが、野口自身も友人という友人から金を借りつくして、遊郭で豪遊しその金も返そうとしません。つまり小説の中の人物は、自分とそっくりだったのです。思いあぐねて、小学校時代からの恩師に相談して、名前を変えることを決断します。するとその恩師は医者英雄になって世界に役立つ仕事をしると、「英世」と名付けたのでした。しかし、当時でも改名はそう簡単に認められるものではなかったのですが、改名が許される条件の1つが、同じ村に同じ名前の者がいることだったのです。そこで、たまたま同じ村にいた「清作」という赤ん坊を見つけ出し、強引に野口家の養子

に入ってもらい、郵便物を受け取るにも不自由すると無事改名に成功したのです。

【総括として】

野口英世が小さな声で伏し目がちに、「濟まないが少しばかり用立ててはくれまいか」と頼み込まれると大抵の人はその要求に応じたという。それくらい人懐っこさがあった人物であったと思われる。

野口英世と血脇先生の関係は、石川啄木と金田一京助先生との関係に似ているように思える。金田一京助は、ずっと石川啄木に援助し続けて、終いには私を取るのか啄木を取るのかと奥さんに迫られたという。

53歳でアフリカのアクラにて黄熱病にかかり亡くなるわけであるが、あと10年長生きしていたならもっと大きな成果をもたらしたに違いないと思う。

冒頭上げた筑波常治の「野口英世」の中で、気になったのは、母親シカがアメリカにいる息子に早く帰ってこいと必死になって書いたたった1通の手紙に対して野口英世は返信の手紙を書かなかったというくだりであった。いくら素行の悪い息子でもこの手紙を読めば、返事を書くだらうという疑問が残っていた。

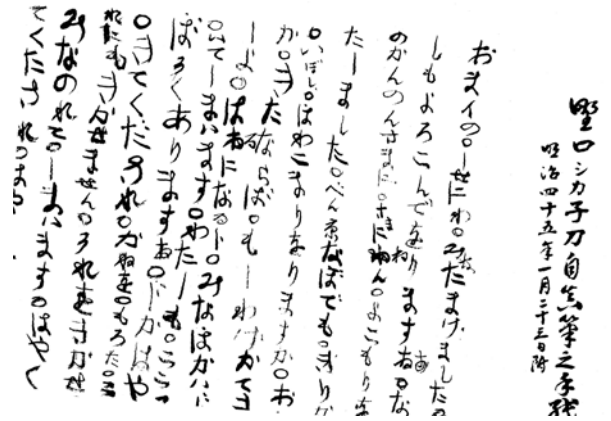
幸い私は母親を連れて、自家用車で親孝行旅行をする機会があったので、福島県猪苗代町にある野口英世記念館を尋ねることが出来た。福岡から山陰を周り東尋坊、永平寺、長野、東北、新潟直江津港、フェリーでの博多港まで（当時はまだこの航路があった。）

1階はフランスから送られた靴のサイズ23センチのブーツとか愛用品が展示してあり、2階は資料室となっていた。また彼の実家も記念館そばに移築してあり、柱に刻んだ「志を得ざれば、再び此地を踏まず」という決意も確認することが出来た。

修学旅行生達が大型バスで、入れ替わり立ち代わりする中で、約2時間程じっくりと資料に目を通すと、あった、あった、確かにあった。野口英世は恩師である小林栄先生宛に、アメリカでの活躍ぶりをやや大げさに書き、母親にも詳しく伝えて下さいと添えてあった。

これを目にして、清々しい気持ちで博多に戻ったことを思い出した。

母親シカさんが書いた原文



◆「おまいの。しせにわ。みなたまけました。はるになるト。みなほかいドに。いてしまいます。わたしも。ころほそくあります。ドかはやく。きてください。はやくきてください。いしよのたのみて。あります(中略)」

現代文訳

◆お前の出世にはみんな驚いている。春になるとみんな北海道に行ってしまう。私も心細い。どうか早く帰ってきてくれないか。はやく帰ってきてくれ。一生の頼みだー。

原文の結びは「いつくるトおせて（教えて）ください。これのへんちち（返事）まちております」

以上にて、完了といたします。ご精読誠に有難うございました。

野口英世を研究された方で、これとは全く違うと思われる人もいらっしゃると思いますが、そこは前期高齢者の小言幸兵衛の独り言と笑い飛ばして頂ければ、幸いに存じます。(完)

本文中掲載写真出典：  
 公益財団法人野口英世記念会 野口英世記念館  
<https://www.noguchihideyo.or.jp/>  
 他、野口英世関連インターネットより引用



# 農地転用の隣接農地同意報告書について

八女支部 松尾 努

農地転用申請は、官公署に提出する書類であることから行政書士が手続きを行います。我々土地家屋調査士は、業者から建物（住宅、店舗、倉庫、作業場等）を建築する目的で依頼されることが多く、行政書士兼業者は自ら、その他の者は行政書士と提携し業務を行っています。

そこで、今回は農地転用の基本とその問題点を知る必要があるのではないのでしょうか。

まず、農地法第4条と第5条の許可基準からみていきます。

## 立地基準1. 原則として許可しない農地

- ①農用地区域内にある農地
- ②第1種農地…集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地
- ③甲種農地…市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地

## 立地基準2. 原則として許可する農地

- ①第3種農地…市街地区域内又は市街化の傾向が著しい区域内的の農地
- ②第2種農地…2-①の区域に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地又は第1種農地（甲種農地を含）でも第3種農地でもない農地

ここで注意してほしいのが、隣接農地同意報告書です。この報告書は法定添付書面ではありません。随分前に隣接者の同意書は不要との通達がなされています。しかし、農業委員会あるいは農業委員の権利のため要望している書面に過ぎません。佐賀県及び佐賀市は、未だに隣接農地所有者及び耕作者の押印を要求します。

私の経験談をお話しします。私どもは、分譲

業者より建売分譲住宅建築の目的で農地転用の依頼を受け、農地法第5条の許可を受けました。その後、造成工事が完了し建物（住宅）を建築中にA弁護士より連絡があり、「あなた方は、隣地承諾を得ないで農地申請手続きを行い転用許可を受けている。虚偽記載と虚偽の報告である。また、建物が建築されたことで農地への日照権侵害である。貴殿から解決策を提案し、誠意を見せてほしい」とのこと。

私としては、当然のことながら図面を提示して説明をし、その旨を報告書に記載したが隣接者である相手方は報告を受けていないという。A弁護士と法律の解釈を巡り半年に亘り手紙のやり取りを続けたが、その後、A弁護士からは何の連絡もなく終了した。

法律上、不法行為に該当するためには、前提として権利侵害がなければなりません。日照権や通風権等は最高裁判所の判例により権利性が認められており、その侵害は不法行為に該当するとされているようです。

そこで、日照権をめぐる紛争は、一般の住宅でも農地でも同じではないかと考えます。

すなわち、日照権を侵害される側がどこまで侵害を受忍しなければならないのかという「受忍限度」の問題に帰着するのではないかと考える次第です。人間は社会の中で共同生活を行う以上、権利の完全な実現は不可能であり他者との関係で権利が制約されることについても、一定の受忍（＝我慢）が要求されるのであって、その限度を超えた場合に不法行為が成立するのではないかと考えています。そのように勉強しました。

以上のことから、最終的にはどこまで日照の阻害を受忍することが社会的相当かという問題になるのではないかと考えています。



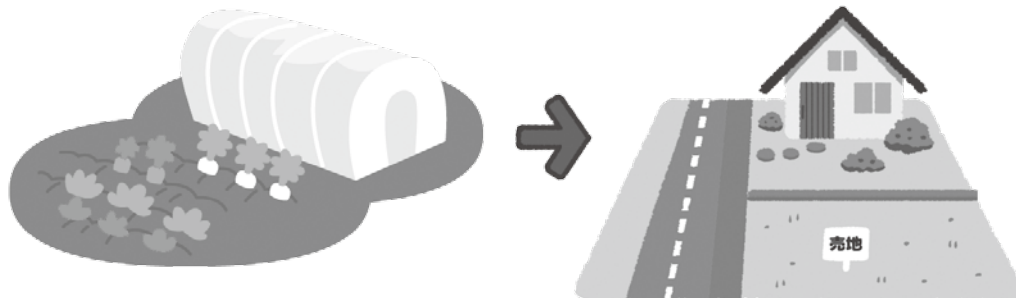
参考までに下記の判例を研究いたしました。  
いずれも判決は棄却されています。

記

昭和33年2月13日福岡高裁の農地転用許可  
取消請求控訴事件

昭和33年7月23日佐賀地裁の農地転用許可  
取消請求事件

昭和34年1月8日最高裁第一小法廷の農地転用  
許可取消事件





# 似通った地名はなぜできた？

北九州支部 田 崎 実

「川棚まで子供1枚」小学6年生の私は、小倉駅で切符を買おうとしていた。出て来た切符をみて驚いた。というのも「川棚」だけでなく、「川棚温泉」という温泉がついた駅名である。

両親の故郷であるから川棚は知っていても、川棚温泉は知らないので、駅員さんに「川棚までの切符を下さい」と再度お願いしたが、子供と思ったのか出してくれなかった。払い戻しをしてこの日は諦めた。

帰宅し母にことの次第を話したら、「大村線の川棚と言わんと、小倉の近くやから山陰線の川棚温泉の切符が出てくる。明日は大村線の川棚までと言いなさい」と言われた。小学2年生から自分で切符を買って親戚の家まで一人で旅行していたので慣れていたのだが、初めての経験だった。

なぜ同じ地名が存在するのかずっと疑問に思っていたのだが、大人になるまで自分なりに解決できなかった。

あくまでも推論だが。

川棚駅は長崎県東彼杵郡川棚町百津郷にある駅で、片や川棚温泉駅は山口県下関市豊浦町大字川棚にある駅である。地図帳で見ると長崎県の川棚駅と山口県の川棚温泉駅の周辺に、大変似通った駅名やら地形や地名があることに気付く。

両駅とも西側は海である。長崎県川棚駅の西側は大浦湾、山口県川棚温泉駅の西側は響灘に面している。(川棚駅は厳密には南側)

地名や駅名で長崎県の川棚からいうと、川棚駅の北側の次おくしこうの駅は小串郷駅、さらに次の北側の駅は南風崎はえのさき駅で、1キロメートル北の次駅はハウステンボス駅(南風崎町)である。

南風崎はえのさき駅は難読駅である。難読駅と言えば山陰線にもある。特牛とっこい駅で、川棚温泉駅から北に6駅進んだ駅。

山口県の川棚温泉駅に話を移す。

川棚温泉駅の北側の次こくし駅は小串駅で、長崎県の川棚駅・小串郷駅と位置・駅名が大変似通っている。ただ南風崎駅が小串駅の北側ふくにないのだが、周辺を見ると長崎県とは反対の南側に、河豚の競りで有名な南風泊はえどまり港がある。離れているが似た地名である。(地図を参照のこと)

駅名、地名は川棚、小串、南風の三地名が共通で西側が海であることから、何かが見えてきた。

持論を確認するために、川棚温泉駅から北に直線距離でおよそ17キロメートル先にある土井ヶ浜遺跡に行ってきた。土井ヶ浜遺跡も西側が海(響灘)。

『土井ヶ浜遺跡は弥生時代の埋葬遺跡です。発掘調査によって、約300体にのぼる弥生時代の人骨や、貝製品をはじめとする多くの副葬品がみつかっています。土井ヶ浜ドームには約80体の人骨を復元展示しています。その人骨の顔を西に向けているのが土井ヶ浜弥生人の埋葬の特徴です。』

(土井ヶ浜遺跡人類学ミュージアムパンフレットから引用)

当時の弥生人の特徴は身長が低く、顔は丸顔で彫が深かった。土井ヶ浜弥生人の特徴は身長が高く、顔は長く彫が深くないことから、土井ヶ浜弥生人は渡来人と考えられている。人骨の顔が西を向いているのは中国や朝鮮半島の故郷を向いているのでは。

以上のことから、最初に長崎県の川棚あたりにきた渡来人が中国や朝鮮半島に何らかの理由により一度戻ったが、再度日本に渡った所がたまたま山口県の川棚温泉駅近辺で、同じような地形だったので同じ地名を付けたのではないかと推測する。3世紀には中国にも文字はあったとのことでなきにしもあらず。

学者ではないので、地名・地形等で判断した私なりの推論です。偶然にしても似通っていると思うのは私だけか？





# 新年のごあいさつと自己紹介

総務部理事 佐藤 誠

新年あけましておめでとうございます。

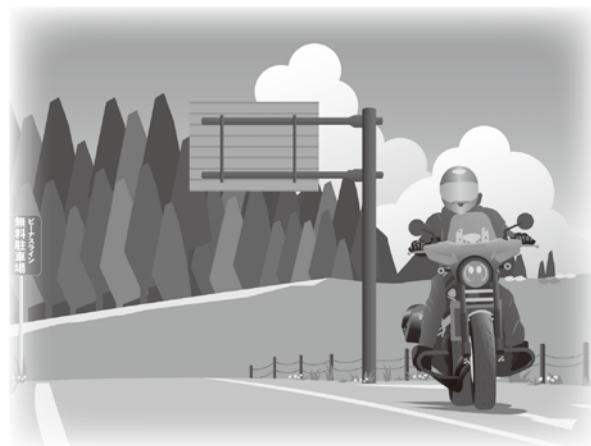
私は昨年度より、総務部理事を務めさせていただいております福岡中央支部の佐藤誠と申します。理事就任当初は、会務のことは右も左もわからず、聞いたこともない単語が部会で飛び交い、議事録作成一つ取っても大変苦勞した記憶があります。しかし、早いもので理事に就任してから1年半以上が経過しました。総務部では高橋部長の下、毎月の部会や理事会をはじめとして、諸規定の改正、苦情相談への対応、会員の事務所訪問等に取り組んで参りました。また通常業務ではなかなか他会の調査士の方との交流は無いのですが、大分市で開催された九州ブロック協議会担当者会同に参加させていただき、他会の先生方と色々な話が出来て良い刺激になりました。会務に携わったことで、通常では経験できないことを経験させていただき大変ありがたく思います。残す任期もわずかとなりましたが、最後まで頑張っていきたいと思います。

さて、話は変わりますが、前述しました九州ブロック協議会担当者会同においての議題の話の中で、熊本会の皆さんが毎年会員間の交流イベ

ントとして、測量原点記念碑の清掃を行っているという話があり、恥ずかしながら測量原点について詳しく存じませんでしたので、調べてみましたら「地図の源」という立派な記念碑が阿蘇市に建てられているそうです。

私は昔からバイクが趣味で若いころから乗っていたのですが、諸事情により土地家屋調査士開業の際に泣く泣くバイクを手放しました。ですが、最近またバイクを手に入れ（愛車はKAWASAKIのNinja1000SXです!）、リターンすることができましたので、今度阿蘇にツーリングに行った際にこの記念碑を見に行ってみたいと思います。

阿蘇はバイク乗りのメッカであり、私も過去に何度も訪れたことがあります。昔訪れていた時はとにかく気持ちの良い道を走り回って、道のことはある程度知っているつもりでしたが、観光地やおいしいお店などはあまり訪れたことがありませんでした。年齢もある程度重ねましたので、これからはのんびり安全運転でいろいろなところを見て回りしたいと思います。リターンしてからまだ阿蘇に行っていないので楽しみです。



# 昨今の学校教育に対する私見

総務部理事 鎗水慎介

私も今年の5月でついに還暦となりました。同年配の友人らは、定年退職、再雇用の取捨選択や、年金の繰り上げ、繰り下げ、もしくは親の介護、自分の健康状態の心配、子供の就職の心配等…年齢を重ねると、いいことよりも心配なことが増えてきました。

そういう私ではありますが、上記の人並な心配は当然、有りますが、同年配よりも結婚が遅かったこと（48歳）、子供が生まれるのが遅かったこと（51歳）もあり、せめて子供が成人するまでの70歳過ぎぐらいまでは、現役を続ける意思で日々の業務に精進し、下げたくもない頭を下げ、愛想笑いも行っております。

当然、子供（現在、小学校3年生）の父兄参観、その他の催しにも行くこともあり、自分の子供くらいの他の父兄さん達と、こちらも愛想笑いでごまかしています。当然、我が子の成長を見るのも楽しいのですが、私の小学校時代との相違点についても目に入ってきてまして、これからの日本はこれでいいのだろうか？と私が感じたことを述べさせていただきます。

## ①通信簿がつまらない

私は、我が子が小学生になった時、最初の通信簿を見るのが大変楽しみでした。しかし見て愕然としました。○、△がぼや~っと書かれているだけで、評価という機能が全く有りませんでした。確かに私の小学生時代も「良い、普通、もう少し」という表現ではありましたが、今ほど張り合いの無いものでは有りませんでした。

## ②運動会がつまらない

運動会もつまらないものになっていました。

これは、現在は温暖化により運動会の行われる9月末でも35度を超えるという事情も関係していますが、かなり簡素化していました。省略されたプログラムは騎馬戦、棒倒しなど有る意味、危険が伴うものや、組み体操など準備に時間がかかるものなどです。最近の小学生は体格はいいが、体力は落ちたといわれる生徒が多く、この現象は大相撲でもみられます。体重ばかり増加した力士が増えて、「はたき込み」などの前に落ちる力士ばかりで故障する原因ともなり、休場力士が増える要因ともなっています。

## ③水泳大会、マラソン大会が無くなった

これも前述の②と同様に我が小学校では無くなっています。水泳大会は毎年9月、マラソン大会は毎年2月に行われていましたが、勉強が苦手な生徒でも水泳が超得意な生徒がいたり、運動会の短距離走では平凡でも、マラソンの長距離では本領を発揮する生徒などいたものです。これらはどうも前述した近年の体格が良く体力の落ちた生徒への配慮によるものらしいのですが、これでは余計に体力不足の生徒が増える一方だと思えます。

その他、色々あるのですが、総じて小学生の間は生徒間の優越をあまりつけない方針が見え隠れします。勉強の得意な子、運動の得意な子、物作りが得意な子など色々個性のある子が育つのもいいのではと思いますが、普通の田舎の小学校ではこれが限界でしょうか？

以上が昨今の学校教育に対する私見となります。



# 釣りの魅力にとりつかれて

業務部理事 松本俊介

「一時間、幸せになりたかったら酒を飲みなさい。」  
「三日間、幸せになりたかったら結婚しなさい。」  
「八日間、幸せになりたかったら豚を殺して食べなさい。」  
「永遠に、幸せになりたかったら…釣りを覚えなさい。」

魚釣りが好きな人はご存知かもしれませんが、これは中国の古い格言だそうです。(諸説ありますので正確かどうかは分かりません。)

酒を飲んでも楽しめるのは一時間程度、結婚相手も三日で飽きる、しかし「釣り」は一生飽きないということを言っているのだと思います。

私も趣味として「釣り」をしますが、おおまかに「釣り」と言っても、いろいろな魚がいて、いろいろな釣り方がありますので、私の趣味の「釣り」を少し紹介したいと思います。

私の趣味である「釣り」は、10月・11月・12月・1月・2月・3月・4月・5月はクロ・真鯛・石鯛などを狙って平戸宮ノ浦周辺・五島方面・壱岐方面の磯の上で釣りをします。

潮の流れを読んでマキ餌をまいて、仕掛けを潮の流れの中に流す(師匠の言葉でいうと、仕掛けを差し込む)ことでクロが釣れますが、50cm超えのクロを釣った時の喜びはクロ釣りのロマンでもあり楽しさのひとつです。



6月・7月・8月・9月は熊本や宮崎の田舎町の河川に行って鮎を狙います。

鮎釣りは「友釣り」と呼ばれ、他の釣りとは少し違った特殊な釣りで、オトリ鮎を使って天然鮎がアタックしてきたところを釣り上げる方法です。

元気なオトリ鮎をうまく流れに馴染ませれば初心者でも案外簡単に釣れるのです。一度体験してしまったら、もう鮎釣りの虜になること間違いありません。



「釣りって何が楽しいの?」という質問をよく聞かれます。私は「魚を釣る瞬間」や「仕掛けを組んでいるとき」と答えています。釣りは釣れた・釣れないということに限らず、他にも様々な楽しい瞬間が存在します。

自然との触れ合い、無心になって海や川を眺めリラックスできる、釣れた新鮮な魚を美味しくいただくのも楽しみです。そして、たとえ釣れなかったとしても釣り仲間との交流や会話も楽しみの1つです。釣りは1人でもできますが、仲間と楽しく釣る時間というものには格別の楽しさがあります。このように、釣りの魅力は1つではありません。まだまだ、書ききれないほどあるのです。もちろん、全く釣れない日はがっかり

するものの、「じゃあ、次回こそは！」と奮起して、仕掛けを替えてみたり、達人の動画を参考にして情報をかき集めたり…と試行錯誤することで、また新しい発見が生まれます。常に挑み続けていけるのが釣りの奥深さです。

土地家屋調査士の仕事もまるで釣りのようで、時には思うように釣れない（仕事ができない）こともあります。焦らずじっくり待ち、たくさん経験を重ねて、じっくり良い成果を掴んでいきたいと思えます。

最後になりましたが、一投一投に思いを込め、目標に向かって丁寧に糸をたぐり寄せるように、新しい年が皆様にとって幸多き一年となりますよう、お祈り申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。





# 境界問題解決センターふくおか 設立20周年によせて

業務部理事 石 矢 眞

9月初旬、ソフトバンクホークスが4連敗中でリーグ優勝に足踏み状態となっていた頃、友人から無料の入場券をいただいたので、これは行かねば…と、福岡 PayPay ドームのデーゲームに向かいました。

実を言うと私たち夫婦は、野球観戦と言うより、野球を観戦しながら美味しくビールを飲む方が第一目的のホークスファンの皆さんには申し訳ない、にわかファンなのです。



当日、外野席について早速、ビールの売り子さんに声をかけ…

まず、「ビール2杯～」

ところが、一「申し訳ないです。今日は現金はダメなんです」

さすが PayPay ドーム…PayPay 支払いのみという日があるようなのです…。

しかたがないので、試合の最中に、球場内のATMをなんとか探しだし、速攻チャージ。

席に戻って、ちょっと遠くにいた「ビールの売り子さん」に手を振り呼び寄せ「ビール2杯！！」と…偶然か？先程の売り子さん再び登場～

「え～、わざわざチャージしてきてくれたのですか～。ありがとうございます」



と、キラキラした目でこちらを見て、「では、心を込めて2杯おつぎします～」

「お昼はもう食べてこられました～？」

「牧のうどんに行ってきたよ～」

「わ～私も今日はうどんで、資さんうどん行きました～福岡はうどん美味しいですね」と、盛り上がりました…。

結局、試合終了まで、「ビールの売り子さん」への再注文を繰り返し、無料観戦のはずが、内野指定席の料金よりも多く支払う結果に…

帰り際、同行したわが事務所の愛する補助者から「若い女の子にちょっと優しくされると舞い上がっちゃって～」と…

高齢者は優しくされると嬉しいのです…。

そんな言葉を聞いた時に、ある事件が頭をよぎりました。

9月30日二審で名古屋高裁が、懲役8年6ヶ月、罰金800万円を言い渡した「頂き女子りりちゃん」の事件です。

この事件、複数の男性から1億5千万円をだまし取り、更に、金銭をだまし取る方法を記したマニュアルを販売し詐欺を助長した罪のようです。

このニュースを見て少しそのマニュアルに興味を持ち、探してみると、なんとこの時期は全文



がネット上に出回っていて、誰でも読める状態でした。

マニュアルは全部で4つあるそうですが、その中の一つ、「みんなを稼がせるマニュアル」を、今回読んでみました。彼女の生い立ちや事件の背景はさておき、このマニュアルの要点をまとめると次のようになります。

まず、このマニュアルを読んで欲しい対象として、ホス狂い（ホストに没頭している）の女の子やパパ活（経済的余裕のある中高年男性と時間を過ごし対価を得る）をしている女の子、更に、これからたくさん稼ぎたい女の子などが上げられています。

このマニュアルでは、金銭を奪い取る対象の中高年男性を「おぢ」と呼んでいて、3種類に分けられています。

- ・テイカーおぢ（クソおぢとも言い）：  
自分の利益しか考えてないオヤジ
- ・マッチャーおぢ（両要素がある中間的）：  
与えた分の見返りを求めてくるオヤジ
- ・ギバーおぢ（良おぢとも言い）：  
見返りを求めず与えてくれる利用しやすいオヤジ

マニュアルは、『ギバーおぢ』にまず狙いを定めて、徹底的に攻略するよう奨めています。

経営戦略でよく聞く『選択と集中』の概念です。

私はどちらにしても、クソおぢ…かな？

ターゲットを絞ったところで、次に「このマニュアルを読んでみんなに身につけて欲しい力」として、その手法の詳細が書かれています。

- ①今以上にお金を稼ぐ力  
→自分の価値に気がついて自信に繋げて欲しい
- ②人の心を読み取る力  
→おぢが何を考えているか瞬時に察知する能力
- ③優しいコミュニケーション適応力  
→どうやったら、おぢと落ち着いて喋って信頼関係を構築できるか
- ④魅力的な「助けてあげたくなる女の子」に魅せる力  
→「俺にはこの子しかいない」と思われるように信頼関係を構築する

#### ⑤相手をガチ恋にさせる力

→自分のことを本気で好きになってもらう

これらの詳細の手練手管は興味があればこのマニュアルを探してお読み下さい。

不謹慎ながら、この身につけて欲しいリスト…皆さん、何か思い当たりませんか？

A D R の研修で学ぶ必須のスキル、特に「傾聴」(相手に寄り添い、耳を傾けて聞く)。もう10数年前、研修で教えていただいた、調停の目的は「和解」だけでなく、和解に到達するプロセスも目的の一つでプロセスから自己決定や自主解決について学ぶ過程にあり、うっぷんを伝える機会を提供し、当事者に「エンパワー」(自覚を促す)させるのが第一の目的であるとお聞きしたそのスキルと、この『身につけて欲しい力』。

言葉こそ違いますが、対象者を本気にさせる(自主的に行動に移せるようにする)手法はかなり同様なテクニックだと私は思えたのです。

信頼関係を構築して金銭を巻き上げることはれっきとした詐欺行為で、到底許されることではありません。

しかし、この平易な文体で書かれたマニュアルは、我々が学んだ、調停の手順やそのために必要なスキルの書かれた各種の文献以上に、明快でかつ直感的にわかりやすい文章と感じた次第です。

平成16年(2004年)3月に設立した「境界問題解決センターふくおか」は今年、20周年を迎えました。

これはひとえに、歴代のセンター長・運営委員・調査士会会長、また、その間、調停に携わった認定土地家屋調査士の先生方、更には無料相談会の相談員をされた多くの先生方の奉仕の精神のもと、不断の努力と忍耐で築き上げたその年月であると確信致しております。

人が社会で生きている以上、トラブル・紛争を望まなくても逃げられない状況があります。今、この瞬間にも中東やウクライナでは血で血を洗う争いが続いていて、この両者を「まあ、まあ、少し落ち着いて」と仲裁をする術も見いだせない状況です。

お隣との境界をめぐるトラブルは、国と国の争いと同様、引くに引けないお互いの歴史や、



考え、また当人たちの意地と利害が介在するものです。そのような中、「境界問題解決センターふくおか」の存在意義は大きいと考えます。

また、それを担う我々土地家屋調査士の役目も重要であると考えています。

境界問題解決センターふくおか設立20周年を祝っての記念講演会が、2月14日、アクロス福岡で開催されるお知らせは、もう皆さんにも届いていると思います。

70年を過ぎた土地家屋調査士制度の歴史のひとつのマイルストーンとして、20年の歴史と共に、ADRの意義を再確認する良い機会になると思います。

因みに、久しぶりに一堂に会する全体研修会でもあります。会員の皆様、是非ご参加下さい。

福岡県土地家屋調査士会  
境界問題解決センターふくおか

**ADR**  
.....  
Boundary Line Center Fukuoka

# 巳年のへびについて

広報部理事 森田清広

明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年は十二支の中で「巳」の年にあたります。へびの仲間は地球上に約3,000種。そのうち九州本土に生息しているのは8種。その中で毒を持つへびがニホンマムシとヤマカガシの2種です。会員の皆様が現場で遭遇する可能性のある、この2種類の毒へびについて調べてみました。ちなみに私はへびが大嫌いです。

## ・ニホンマムシ（日本蝮）

分 布：北海道、本州、四国、九州に分布する日本固有種。

特 徴：大きさは全長45～65cm。全長に対して胴が太く、体形は太短い。三角形の頭が特徴。

時 期 等：5月ごろから10月ごろまで、山間部の水田や小さな川周辺、田畑にも出現する。湿った溝や河川の草むらを好み、普段は物陰や穴に隠れている。

毒の強さ：ハブの約3倍  
こうしょうすう  
 咬傷数：年間2,000～3,000件（うち約10人が死亡）

マムシは人が近づくと警戒態勢をとってじっとしているため、気づかずに踏んで噛みつかれるケースが多いようです。

## ・ヤマカガシ（赤棟蛇・山棟蛇）

分 布：北海道を除いた本州・四国・九州と周辺の島などに分布する日本固有種。

特 徴：大きさは全長70～150cm。褐色

の地に黒斑が並び、黄色や赤色が混じる。

時 期 等：春先から11月中旬くらいまで、水田や湿地、川など水辺でよく出現する。また、山道で出会うこともよくあり、野外で最もよく見かけるへびの一種。

毒の強さ：ハブの約10倍、マムシの約3倍  
こうしょうすう  
 咬傷数：過去50年間で45件（うち5人が死亡）

ヤマカガシは口内だけでなくくびの皮膚にも毒腺があり、（くびの毒はヒキガエルを捕食した際、ヒキガエルが持つ毒を蓄えている）触っただけでは害はありませんが、触った手で目をこするなどした場合、失明の可能性もあるそうです。

人が近づくと逃げるへびなので捕まえたりしなければ噛まれることは無いようです。

噛まれないための対処法は、へびがいそうな場所に出かける際には足を守るために長靴を履くのが基本です。

そしてもし噛まれたときは、慌てて走るなどせず（心拍数があがり毒が体にまわってしまう）医療機関で医師の診察を受けましょう。

おわりに、へびは脱皮を繰り返すことから「再生・復活のシンボル」とされ、巳年は新しいことが始まる年、変革をもたらす年になるといわれています。

また、「巳」を「実」にかけて「実を結ぶ」年ともいわれるようです。

会員の皆様にとって今年が実を結ぶ年になりますよう心よりお祈り申し上げます。



# 広報部年度末大忘年会

広報部理事 中野 憲 司

新年あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

私は現在、東福岡支部に属し、福岡市東区で事務所を構え業務を行っています。

昨年度より県会の理事となり、他の支部の方々と知り合いになれたことや他の士業の方と話す機会があり、大変貴重な経験となっています。

理事の業務が大変であることを実感しながらも、多くの学びと成長の機会をいただきました。多良部長や森田理事のサポートのおかげで、理事の業務を1年間なんとかやってくることができました。

昨年3月には、県会の理事としての1年目を締めくくる忘年会を3人で開くことができ本当に充実した一日でした。まず森田理事所有のタケ

ノコ山でのタケノコ掘りを楽しみ、自然の中でリフレッシュすることができました。その後スーパー銭湯で疲れた体を癒し、リラックスする時間も最高でした。

夕方からの森田事務所での鍋パーティーでは美味しい料理とともに、楽しい会話が弾みました。特にタケノコのお刺身がおいしかったことが思い出されます。

このような素晴らしい忘年会を計画して下さった多良部長には心から感謝しています。残り期間もご迷惑をお掛けすることが多々あると思いますが、よろしくお願いいたします。

またこのような楽しい時間を共に過ごせることを楽しみにしています。



# 年頭あいさつ

研修部理事 松尾良隆

新年あけましておめでとうございます。

この一年が皆様にとりまして実り多いものとなりますよう、心からお祈りいたします。

さて、私事ですが、昨年9月に満70歳、昔でいうところの古希を迎えました。

「古希」とは「古来稀なる」を語源とするとのこと、要するに立派に年長者の仲間入りをしたということでしょうか。

それでも、先日久しぶりに開かれた中学校の同窓会では、男性の参加者のうち約半数が働いていると自己紹介がありました。

私もそのうちの一人なわけですが、この先自分が希望すれば体力・知力の続く限り働くことができ、社会的にも評価していただける土地家屋調査士は有難いなとつくづく思ったしだいです。

これからの一年一年は自分にとってこれまで以上に貴重になってきます。

そんな中、周りの方々から疎まれることなく過ごしたいという気持ちも強くなってきました。

最近、キレル高齢男性のニュースを目にする機会が多い気がします。

そこで今年の目標は、そうならないようにと自戒を込めて「朗らか爺さんになる！」昔から「笑う門には福来る」ということわざがあるように、日々朗らかに過ごしていればささやかでも良いことが起こるかもしれません。

地球上で悲惨な紛争・災害が後を絶ちませんが、日々命の危険にさらされることなく過ごせることに感謝しつつ微笑みを意識したいと思います。

ところで、チャールズ・チャップリンの映画『モダン・タイムス』で使用された「スマイル」という曲をご存知でしょうか。

作曲はチャップリン自身だそうです。

この一年、素敵なこの曲を口ずさみながら過ごそうと思います。





# ご挨拶と我が家の一員紹介

研修部理事 嶋田 繁 喜

会員の皆様あけましておめでとうございます。私は昨年度より研修部に配属されました、直方支部の嶋田と申します。平成15年に登録し、今年で開業22年目となりますが、初めて県会理事となって会務に携わることになり、歴代理事の皆様のご苦勞が、今になって身に染みて分かります。

研修部は八女支部の平木裕一担当副会長、同じく八女支部の下川周一部長の下、北九州支部の松尾良隆理事、西福岡支部の荒武晋理事の5人で運営しています。毎回、「会員にとって、どのような研修を行えば良いか」を考えながら内容の選定、実施方法、準備を行っています。

今期も残り少なくなりましたが、最後まで役割を果たしていこうと思っていますので、会員の皆様には、是非、各研修を受けていただくようお願い申し上げます。

次に、我が家の家族の一員(保護犬)について、少し紹介します。我が家には現在、犬が3匹いますが、その内、1匹はペットショップから迎えたトイプードル「るるん」、他の2匹は、妻が親交のある、時々手伝いをしている行橋の保護団体から里親として受け入れました。

初めに受け入れたのは、繁殖犬として短い間隔でたくさん子犬を産まされたトイプードルのお母さんで、体はガリガリ、人に対して凄く不信を抱いている様子でした。1週間のトライアル期間を設け、先住犬「るるん」との相性などを確認し、家族の一員として受け入れる事になりました。期間終了後、家での譲渡契約時には、妻の後ろに隠れて、帰らないと猛アピールをしていました。家に迎えて5年目の今では、お笑い担当兼癒し担当となっている「ティアラ」です。

2番目に受け入れたのは、心臓に疾患を持ちながらも、永年繁殖犬として頑張ってきたチワワのお婆ちゃんでした。おそらく今までケージから出た事がなく、心無いブリーダーからどういう扱いを受けてきたのかわかりませんが、里親募集

に出せるような状態になるまでという事で、妻が一時預かりをしました。ケージの扉を開けっ放しにしても、中でじっと伏せて微動だにしない様子。徐々にフードのお皿や水を外側に近づけていき、根気よく接して、約1年程かかりケージの外を歩けるようになりましたが、他の人には心を開けず、我が家の一員となりました。毎日、心臓の薬を飲みながら頑張っていました。家に迎えて4年目の令和6年夏に、天国へ行った内気なお婆ちゃんの「スコッチ」です。

3番目に受け入れたのは、生まれつき両方の目が見えない、生まれて間もないチワワの赤ちゃんでした。「ペットショップに出せないの」という理由で、ブリーダーから保護してこられ、栄養状態が悪く、付っきりでミルク等を飲ませる必要があるとの事で、妻が頼まれ一時預かりをしました。体重も増え里親を募集しましたが、目が不自由なため、なかなか里親が決まらず、我が家の一員となりました。今では、まるで目が見えているかのように物を避け、部屋中を歩き廻っている、我が家に迎えて3年目の、マスコットの存在の「りむ」です。

それぞれ縁があって我が家の一員となった4匹です。皆に毎日癒されています。



るるん  
(先住犬)



ティアラ  
(お笑い担当)



スコッチ  
(天国へ)



りむ  
(マスコットの存在)

# ルーツ (ROOTS)

研修部理事 荒 武 晋

今から50年近く前、「ルーツ」というテレビドラマが放送されました。それはアメリカ合衆国の黒人男性が、自分のルーツ（根・系譜）を探してアフリカのガンビアにたどり着く内容でした。

そのドラマを見ながら父に「荒武家のルーツは？」と尋ねると、「宮崎県の椎葉村ではないか？軍隊の上官に言われたことがある」とのことでした。

大学生の頃、友人から別学部の荒武宏昭君を紹介され、荒武姓の人に会うのは初めてだと、お互い驚いたのを覚えています。

彼によると、宮崎県には荒武神社があり、荒武姓の方々の集いまであるとのこと。熱く語る彼の話を私は信じましたが、父にこの話をしても半信半疑という感じでした。

その後社会人となり、福岡支店→佐賀支店・佐賀支店→福岡支店と転勤を繰り返したのち、宮崎支店の係長が病気ということで、宮崎の地へ転勤となりました。

宮崎勤務の数期間は営業職ということもあり多忙な毎日でしたが、暇を見つけては友人達と日南市のおびじょうやうどじんぐうや飫肥城や鶴戸神宮、宮崎市青島の『こどものくに』などを観光しました。

各支店には社員寮が完備され、快適に暮らしてはいましたが、会社から鹿児島支店への転勤を持ち掛けられた時、九州支店全部転勤？福岡にはいつ帰れるのか…と考え退社を決意しました。

退社後、以前から土地家屋調査士業務に興味を持っていた私は、某測量・調査士事務所に勤めることとなりました。

そんなある日、東京から荒武由紀夫夫婦（本家・私の父は次男）が来福した際、荒武家系図・荒武神社の所在図・荒武姓の起り・荒武姓の集いなど、

いままでの疑念を晴らす資料をいただくことが出来ました。

しかし、残念なことが二つ。荒武宏明君にこの資料のことが伝えられないことと、宮崎赴任の時にこのことを知っていたら…と今でも悔いが残ります。

荒武家は、飫肥伊東家の家老職とのこと。いつの日か飫肥城下、荒武神社の参拝、荒武姓の方々を訪れたいと思っております。

母方の祖父は木村長門守重成の…いつの日かこちらにも…。

N. 02.0.20 荒武家系図 (第一回) 荒武姓の集い (連絡帳)

氏名	略	千	姓	所	家	校	丁	住	備	考
1 真 武 和 夫	(和)	40	40		豊後	豊後			豊後	豊後
2 豊 夫	(夫)	41	41		豊後	豊後			豊後	豊後
3 義 夫	(夫)	41	41		豊後	豊後			豊後	豊後
4 政 行	(行)	43	43		豊後	豊後			豊後	豊後
5 子 次	(次)	42	42		豊後	豊後			豊後	豊後
6 幸 次	(次)	42	42		豊後	豊後			豊後	豊後
7 善 市	(市)	42	42		豊後	豊後			豊後	豊後
8 福 子	(子)	48	48		豊後	豊後			豊後	豊後
9 行 吉	(吉)	47	47		豊後	豊後			豊後	豊後
10 宗 吉	(吉)	43	43		豊後	豊後			豊後	豊後
11 直 文	(文)	43	43		豊後	豊後			豊後	豊後
12 八 重	(重)	42	42		豊後	豊後			豊後	豊後
13 強 行	(行)	44	44		豊後	豊後			豊後	豊後
14 徳 幸	(幸)	44	44		豊後	豊後			豊後	豊後
15 善 兵衛	(兵)	49	49		豊後	豊後			豊後	豊後
16 常 吉	(吉)	40	40		豊後	豊後			豊後	豊後
17 徳 次	(次)	42	42		豊後	豊後			豊後	豊後
18 徳 子	(子)	42	42		豊後	豊後			豊後	豊後
19 正 徳	(徳)	48	48		豊後	豊後			豊後	豊後
20 徳 次	(次)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
21 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
22 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
23 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
24 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
25 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
26 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
27 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
28 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
29 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
30 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
31 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
32 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
33 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
34 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
35 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
36 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
37 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
38 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
39 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
40 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
41 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
42 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
43 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
44 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
45 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
46 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
47 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
48 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
49 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
50 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
51 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
52 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
53 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
54 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
55 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
56 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
57 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
58 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
59 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
60 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
61 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
62 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
63 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
64 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
65 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
66 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
67 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
68 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
69 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
70 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
71 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
72 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
73 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
74 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
75 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
76 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
77 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
78 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
79 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
80 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
81 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
82 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
83 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
84 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
85 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
86 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
87 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
88 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
89 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
90 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
91 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
92 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
93 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
94 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
95 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
96 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
97 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
98 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
99 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後
100 徳 子	(子)	46	46		豊後	豊後			豊後	豊後





# 補助者の調査士試験

社会事業部理事 光 安 隆 豊

会員の皆様、明けましておめでとうございます。  
昨年10月に土地家屋調査士試験がありました。  
一昨年より私は補助者を使用しており、その補助  
者も今回の試験を受験いたしました。

私の補助者は、私が右も左もわからずこの業界  
に入り、試験合格後開業してからもお世話に  
なった恩人の方の身内です。

高校生時代に初めて会ったのですが、そのとき  
はこの業界に入るとは露とも思っていなかった  
のです。ところが、何がきっかけになるか分か  
りませんもので大学在学中に土地家屋調査士を  
目指すようになり、卒業後に私の恩人の事務所で  
補助者として働き始め、その方が廃業されたの  
ちは私の事務所で補助者として働いてもらって  
おります。

門外漢である故、一からの勉強であり勉強法  
など一切分からないものの懸命に勉強する姿

に、合格して資格を取ってもらうことが私の恩人  
に対する一つの恩返しとも思い、自分なりに自分  
の勉強法等を伝えていました。

思い返せば自分も大学を中退し、何をしようか  
悩んでいたところに声をかけてもらい、土地家屋  
調査士のことなど一切知らずに補助者になっ  
てから独学にて勉強を始めた身でした。多少のこ  
とはアドバイスできるものの、昨今の調査士試験  
は難化しているらしいので具体的な試験勉強では  
なく心持ちなど精神的なことくらいしか話せて  
おりません。

受験直前になると自分が受験したときのことを  
思い出し、「今、苦しくても大丈夫。この苦しさ  
は無駄にならない」と励ましておりました。

我が補助者を含む受験生に幸あらんことを願  
いつつ、これからも業務に励んでいこうと思  
います。





## 社会貢献活動

# 北九州支部の広報活動と社会貢献事業

社会事業部理事 岩田 葉子

私が所属している北九州支部は、現在116名の会員が所属する福岡県土地家屋調査士会の中で最も大きな支部です。北九州支部では土地家屋調査士同士の親睦はもちろんのこと、土地家屋調査士の広報活動や社会貢献事業、他士業とのチャリティソフトボール大会や意見交換会などさまざまな活動をしています。

これまで広報活動と社会貢献事業を兼ねて北九州マラソンでのボランティア活動を続けていましたが、コロナ禍となり北九州マラソンが中止となる年が続いたため、近年は北九州市が毎年10月の第一日曜日に行っている『北九州市民

いっせいまち美化の日』という清掃イベントに土地家屋調査士会の法被を着て参加しています。

昨年までは小倉城横の勝山公園や繁華街での清掃活動を行っていましたが、今年は八幡西区黒崎の繁華街で清掃活動を行いました。繁華街の朝はひと気が全くなく、「この辺りをこんな時間に歩くことはなかなかないよね」などと言いながら、各々ゴミ袋を持って約一時間街中を歩いて清掃活動を行いました。気候の良い時期の日曜日の早朝に、すがすがしい時間を仲間と共有することができました。



## 社会貢献活動

第37回筑後川・矢部川  
河川美化「ノーポイ」運動参加報告

久留米支部 黒岩 由貴子

去る10月27日(日)、筑後川河川敷でおこなわれた久留米市主催の河川美化「ノーポイ」運動に、福岡県土地家屋調査士会久留米支部と福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と合同で参加いたしました。

秋も深まる時期ですが、まだまだ真夏のような暑さの中、会員および会員のご家族も含めて14名

の方々にご参加いただき、熱心に清掃活動に励んでいただきました。参加していただいた皆さま、暑い中お疲れ様でした。

そして、ご参加いただき、ありがとうございました。





## 新入会員の紹介



さと よしたか  
里 徳恭

登録番号 福岡 第2428号  
入会年月日 令和5年11月10日  
所属支部 東福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

令和5年11月に登録しました里です。  
日々仕事と子育てに追われておりますが、  
今後ともよろしくお願ひいたします。



やまだ ひろつぐ  
山田 浩嗣

登録番号 福岡 第2429号  
入会年月日 令和5年12月1日  
所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

一歩一歩前へ進み、誠心誠意で励んでいきます。  
そして、一つ一つ心を込めて、丁寧に調査  
や測量をしていきたいと思ひます。



しかだ しょうじ  
鹿田 昇治

登録番号 福岡 第2430号  
入会年月日 令和5年12月20日  
所属支部 八女支部

### 抱負・自己アピールなど

野村秀機調査士事務所では長年補助者をして  
いましたが、昨年12月に入会したものです。  
よろしくお願ひいたします。



さすが りょう  
佐菅 遼

登録番号 福岡 第2431号  
入会年月日 令和6年1月22日  
所属支部 東福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

前職では住宅営業をおこなっておりました。  
地域・社会に貢献できるように努めて参ります。  
どうぞよろしくお願ひいたします。



ふくしま すぐる  
福島 卓

登録番号 福岡 第2432号  
入会年月日 令和6年3月1日  
所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

司法書士と行政書士を兼務しております。  
調査士業務は難易度が高くて困っています。  
17時以降は家事や子どものお世話であまり  
電話に出られません。



やまもと だいすけ  
山本 大輔

登録番号 福岡 第2433号  
入会年月日 令和6年3月11日  
所属支部 南福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

至らない点があると思ひますが、精進いたしますので  
ご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひいたします。  
趣味は登山とランニングです。

## 新入会員の紹介



そのだ あきひと  
園田 彬人

登録番号 福岡 第2434号

入会年月日 令和6年3月11日

所属支部 飯塚支部

### 抱負・自己アピールなど

これからも色々なことを学びつつ、先輩たちのような、きちんとした土地家屋調査士を目指して頑張りたいと思います。



ふるき こうたろう  
古木 康太郎

登録番号 福岡 第2435号

入会年月日 令和6年3月11日

所属支部 北九州支部

### 抱負・自己アピールなど

新入会員の古木と申します。土地家屋調査士として誠心誠意仕事に向き合っています。どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。



ありどみ ひでまさ  
有富 秀政

登録番号 福岡 第2436号

入会年月日 令和6年3月21日

所属支部 北九州支部

### 抱負・自己アピールなど

品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通できるよう努力し、公正かつ誠実にその業務を行うように心がけたいと思います。



なかぞの ゆきえ  
中園 有希恵

登録番号 福岡 第2437号

入会年月日 令和6年3月21日

所属支部 南福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

今後も経験を積み一人前の調査士になれるよう努力いたします。登録したことにより、研修等で得られる知識はもちろんのこと、調査士の友人も増え大変ありがたく思っております。



えざき こうた  
江崎 康太

登録番号 福岡 第2438号

入会年月日 令和6年3月21日

所属支部 久留米支部

### 抱負・自己アピールなど

専門家として良い仕事ができるよう頑張ります。よろしくお願ひいたします。



まつした こうき  
松下 広輝

登録番号 福岡 第2439号

入会年月日 令和6年4月1日

所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

古い地積測量図と歳月に洗われた境界杭がぴたりと合っていたとき、先達のたしかな仕事に感動し、同時に身の引き締まる思いがします。



## 新入会員の紹介



ますだ りゅういち  
増田 竜一

登録番号 福岡 第2440号

入会年月日 令和6年4月1日

所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

昨年関東から引っ越ししてきました、生まれも育ちも神奈川県横須賀市、増田竜一です。よろしくお願いたします。

船釣りが好きなので、一緒に釣りに行ってくれる方を募集しております。



たかはら けんた  
高原 健太

登録番号 福岡 第2441号

入会年月日 令和6年4月1日

所属支部 南福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

初めまして、南福岡支部の高原です。早く先輩方に追いつけるようがんばります。よろしくお願いたします。



まつお けんし  
松尾 研士

登録番号 福岡 第2442号

入会年月日 令和6年4月1日

所属支部 八女支部

### 抱負・自己アピールなど

調査士としてまだまだ未熟ではありますが、日々自己研鑽を重ねて参りたいと思います。よろしくお願いたします。



みずかみ ゆうすけ  
水上 裕介

登録番号 福岡 第2443号

入会年月日 令和6年4月1日

所属支部 飯塚支部

### 抱負・自己アピールなど

調査士としてまだまだ未熟で至らない点も多々あるかと思いますが、諸先輩方に近づけるよう日々努力を惜しまず業務に従事させていただきますので、今後とも宜しくお願いたします。



ひらた なおと  
平田 修人

登録番号 福岡 第2444号

入会年月日 令和6年4月10日

所属支部 久留米支部

### 抱負・自己アピールなど

令和6年4月に久留米支部に入会いたしました、平田修人と申します。まだ調査士として未熟者ですが、これから調査士として恥ずかしくない仕事ができるように精進して参りますので、ご指導のほど宜しくお願いたします。



なかむら あきひこ  
中村 文彦

登録番号 福岡 第2445号

入会年月日 令和6年4月22日

所属支部 東福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

公正かつ誠実に業務に取り組むとともに、信頼される人物となれるよう尽力してまいります。日々学び、皆様の役に立ちたいです。よろしくお願いたします。

## 新入会員の紹介



かまたに りょういち

釜谷 亮一

登録番号 福岡 第2446号

入会年月日 令和6年5月20日

所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

依頼に対し、真摯に取り組む所存です。  
何卒よろしくお願ひいたします。



ますなが りょうすけ

升永 亮介

登録番号 福岡 第2447号

入会年月日 令和6年5月20日

所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

日々の業務に誠実に取り組んで参ります。  
何卒、宜しくお願ひいたします。



まるやま てつや

丸山 哲也

登録番号 福岡 第2448号

入会年月日 令和6年6月20日

所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

人として、調査士としてまだまだ未熟な部分  
がありますが、諸先輩方の支えを受けながら  
日々精進してまいりたいと思っております。  
ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



こんどう ひろやす

近藤 弘康

登録番号 福岡 第2449号

入会年月日 令和6年8月20日

所属支部 北九州支部

### 抱負・自己アピールなど

この度、東京会から移動しました近藤と  
申します。歳は重ねていますが業界歴は短い  
ので皆様からご指導頂ければ幸いです。



やまぐち かずあき

山口 一彬

登録番号 福岡 第2450号

入会年月日 令和6年9月20日

所属支部 久留米支部

### 抱負・自己アピールなど

住宅会社、測量会社などに勤務後に行政書士  
をしており、このたび開業いたしました。  
一人前の土地家屋調査士となるべく日々精進  
していく所存です。ご指導、ご鞭撻のほどよろ  
しくお願ひいたします。



はるた たかのり

春田 隆則

登録番号 福岡 第2451号

入会年月日 令和6年10月10日

所属支部 西福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

どうぞよろしくお願ひいたします。



# 補助者に関する届出等について

会員の補助者に関する使用届及び届出事項変更届、退職届、補助者証の期限切れについて、ご確認ください。手続きに必要な書類等は、県会ホームページをご覧ください。

県会ホームページ > 会員サイト > 各種ダウンロード > 届出・申請等 > [補助者関係](#)

( ※ 調査士法人については [調査士法人関係](#) > [調査士法人関係一覧](#) > [法人の補助者関係](#) )



**ご確認ください。**

有効期限は発行日から  
**5年間です！**

## 補助者証の継続更新について

補助者規程の改正に伴い、補助者証の継続更新の手続きに変更があります。

詳しくは、県会ホームページの[補助者再交付申請書](#)に記載しています。

補助者証の更新は有効期限の3ヶ月前から手続きが出来ます。

- 県会主催の補助者研修会を受講されますと、「修了証」が発行されます。研修会修了証の添付がない場合、継続更新による補助者証の交付を行いません。
- 研修会修了証は、補助者単位で発行するものとし、複数の会員の補助者であった場合、その修了証が5年以内であれば、どの会員の更新に対しても有効とします。
- やむを得ず研修会の受講ができなかった補助者については、県会にて定期的開催するビデオ視聴会を受講することにより、研修会修了証の代わりとします。



## <福岡県土地家屋調査士会ホームページ>

### 会員専用サイトへのログイン方法



図1 県会サイトTOPページ

1. 県会サイトトップページの左図の赤丸部分の①～③のいずれかをクリックします。



図2 ログイン認証画面

2. 図2のログイン認証画面が表示されますのでユーザー名とパスワードを入力しログインボタンをクリックします。

(毎月メールされている県会ニュースと一緒に、パスワードは添付されています。)



図3 会員サイトTOPページ

3. 認証成功後に図3の会員サイトTOPページが表示されます。

#### 図3 会員サイトTOPページ

- キーワードから探す。
- カテゴリから探す。
  - ・会員向け更新情報
  - ・県会からの発信文書
  - ・スケジュール
  - ・各種ダウンロード
  - ・研修動画
  - ・資料センター
  - ・境界問題解決センターふくおか

4. スマホで閲覧する場合は、PC(パソコン)表示に切り替えて下さい。



## 県会からの発信文書

県会からの発信文書最新5件を掲載しています。全ての発信文書を見る場合は下記の「もっと見る」ボタンをクリックしてください。

2024年11月11日 [福調発第569号『くらし・事業なんでも相談会』の開催について（ご通知）](#)

2024年11月8日 [福調発第567号 不動産登記規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について（お知らせ）](#)  
 [06FK567（別紙）](#)

2024年11月8日 [福調発第566号 令和6年度福岡法務局との事務連絡協議会協議録について（ご通知）](#)  
 [令和6年度事務連絡協議会協議録](#)

2024年11月7日 [福調発第565号令和6年能登半島地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等に関する留意点について（お知らせ）](#)  
 [2024R242（02日調連通知）](#)  
 [2024R242（03法務局通知）](#)  
 [2024R242（04法務局事務連絡）](#)

2024年11月6日 [福調発第560号 福岡県中小企業診断士協会主催「シン・事業承継シンポジウム」について（ご通知）](#)

## カテゴリから資料を探す

カテゴリ一覧		
会則・規則・規程等	名簿	届出・申請等
調査士法人関係	土地家屋調査士登録証明書	職印証明
戸籍謄本等職務上請求書	研修会資料	支部関係
法務局関係	業務に必要な資料	オンライン申請
公共基準点	入札関係	官民境界
年計報告書	Legal Garden	専門学校関連
国民年金基金	研修関係	広報関係
財務関係	社会事業部関係	会議議事録
常任理事会資料	理事会資料	支部長会資料
正副会長会議	日調連関係	その他会議
その他		

## 会員向け更新情報

2024年10月1日 [第1期年次研修の動画を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒第1期年次研修）](#)

2024年8月5日 [令和6年度第1回全体研修会の映像を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒R6第1回全体研修会）](#)

2024年2月1日 [令和5年度第2回全体研修会の映像を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒R5第2回全体研修会）](#)

2023年10月2日 [第1期年次研修の動画を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒第1期年次研修）](#)

2023年9月11日 [令和5年度第1回全体研修会の映像を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒R5第1回全体研修会）](#)

## スケジュール

2024年11月11日  
[田川支部第3回支部評議委員会](#)

2024年11月12日  
[東福岡支部 第8回評議委員会](#)

2024年11月13日  
[第6回常任理事会](#)

2024年11月13日  
[筑紫支部 支部研修会](#)

2024年11月14日  
[社会連携講座第9回（九州産業大学）](#)

# 会長会務日誌

## 令和5年度

- 11月 6日 第7回総務部会  
10日 第2回全体研修会撮影  
15日 第7回常任理事会  
20日 福岡財務支局来会の対応  
改正障害者差別解消法に係る説明会  
(ウェブ会議)  
22日 第2回全体研修会撮影  
23日 蓑原照光氏黄綬褒章祝賀会  
29日 第1回紛議の調停委員会
- 12月 1日 令和5年度地籍情報シンポジウムin岐阜2023  
5日 第2回境界情報シンポジウム(熊本会)  
7日 第8回総務部会・第4回財務部会合同会議  
14日 研修部のeラーニングに関する打合せ  
15日 第8回常任理事会  
21日 第1回綱紀委員会  
25日 新入会員へ登録証の授与
- 1月 9日 福岡法務局への年始挨拶  
第2回正副会長会議  
10日 令和6年度新年祝賀会  
(福岡県中小企業診断士協会)  
12日 新春のつどい  
(日本公認会計士協会北部九州会)  
15日 第9回総務部会  
17日 第2回全国会長会議及び令和6年新年賀詞  
交換会  
18日 第2回全国会長会議  
19日 賀詞交歓会(福岡県社会保険労務士会)  
25日 新入会員へ登録証の授与  
26日 新入会員集合研修会  
27日 専団連ボウリング大会
- 2月 2日 令和6年度新春賀詞交歓会  
(福岡県行政書士会)  
7日 第10回総務部会・第5回財務部会合同会議  
9日 第2回支部長会議

- 11日 第5回九州ブロック協議会会長会議  
12日 第5回九州ブロック協議会会長会議  
15日 第9回常任理事会  
23日 東京会ADRシンポジウム  
26日 第10回常任理事会(ウェブ会議)  
27日 第6回理事会

- 3月 1日 第6回ADR小運営委員会  
7日 第11回総務部会・第6回財務部会合同会議  
8日 九州ブロック協議会研修会  
13日 新入会員へ登録証の授与  
14日 新入会員へ登録証の授与  
15日 新入会員へ登録証の授与  
第11回常任理事会  
事務局職員人事考課  
25日 第2回注意勧告理事会  
27日 福岡法務局長退官挨拶

## 令和6年度

- 4月 3日 第1回総務部会  
3日 福岡法務局長就任挨拶  
5日 福岡県弁護士会挨拶の対応  
6日 九州ブロック協議会会長会議  
7日 九州ブロック協議会会長会議  
10日 新入会員へ登録証の授与  
予算調整会議  
第1回常任理事会  
12日 新入会員へ登録証の授与  
15日 新入会員へ登録証の授与  
令和5年度期末監査  
16日 福岡法務局への挨拶  
17日 第1回理事会  
19日 令和6年度定時総会議案書の最終校正  
23日 令和6年度定時総会議案書ゲラ刷りの最終校正  
25日 第1回注意勧告理事会  
26日 久留米支部総会
- 5月 1日 新入会員へ登録証の授与  
8日 令和6年度定時総会の打合せ  
(ホテル日航福岡)

- |     |                                |   |     |                                     |                              |
|-----|--------------------------------|---|-----|-------------------------------------|------------------------------|
| 11日 | 東福岡支部総会                        | 8月  | 2日  | 第3回九州ブロック協議会会長会議                    |                              |
| 17日 | 福岡中央支部総会<br>北九州支部総会            |   | 9日  | 第4回総務部会・第2回財務部会合同会議                 |                              |
| 20日 | 第2回常任理事会<br>総会打合せ（議長・副議長）      |   | 19日 | 筆界調査委員推薦委員会<br>第5回常任理事会             |                              |
| 24日 | 新入会員へ登録証の授与<br>福岡県弁護士会 役員就任披露宴 |   | 21日 | 令和6年度福岡法務局と福岡県土地家屋<br>調査士会との事務連絡協議会 |                              |
| 25日 | 福岡県司法書士会第75回定時総会               |   | 22日 | 対外向け研修会（小都市役所）の開催                   |                              |
| 28日 | 令和6年度福岡県行政書士会定時総会              |   | 26日 | 第3回理事会                              |                              |
|     |                                |   | 28日 | 新入会員へ登録証の授与<br>ADRセンター担当者会同         |                              |
| 6月  | 1日                             | 第2回九州ブロック協議会会長会議<br>九州ブロック協議会令和6年度定時総会              | 9月  | 12日                                 | 令和6年度第5回総務部会                 |
|     | 2日                             | 九州ブロック協議会令和6年度定時総会<br>寶金先生をしのぶ会                     |     | 13日                                 | 福岡専門職団体連絡協議会第34回定期大会         |
|     | 6日                             | 一般社団法人福岡県中小企業診断士協会<br>第13回定時総会                      |     | 14日                                 | 第1回専門研修会                     |
|     | 7日                             | 公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会<br>第13回通常総会                       |     | 20日                                 | 第4回九州ブロック協議会会長会議             |
|     | 11日                            | 福岡県社会保険労務士会<br>令和6年度通常総会懇親会                         |     | 30日                                 | 新入会員へ登録証の授与<br>本庁との打合せ       |
|     | 13日                            | 第1回研修部会<br>第1回業務部会<br>令和6年度「新人実務体験研修」<br>第1回講師選任委員会 | 10月 | 2日                                  | 令和6年度第6回総務部会・第3回財務<br>部会合同会議 |
|     | 14日                            | 第3回常任理事会  |     | 5日                                  | 針本久則氏 旭日双光章受章記念祝賀会           |
|     | 21日                            | 九州北部税理士会第68回定期総会懇親会                                 |     | 8日                                  | 令和6年度第1回全国会長会議               |
|     | 24日                            | 福岡県八女市庁舎の建物表題登記の納品式                                 |     | 9日                                  | 令和6年度第1回全国会長会議               |
|     | 25日                            | 第2回理事会<br>令和6年度「新人実務体験研修」<br>第2回講師選任委員会             |     | 11日                                 | 第6回常任理事会                     |
|     | 27日                            | 新入会員へ登録証の授与   |     | 14日                                 | 野城宏君の黄綬褒章受章を祝う会              |
| 7月  | 3日                             | 第1回全体研修会の会長挨拶撮影<br>第3回総務部会                          |     | 15日                                 | 令和6年度中間監査                    |
|     | 10日                            | 中央地区支部長会  |     | 16日                                 | 新入会員へ登録証の授与                  |
|     | 22日                            | 第4回常任理事会（ウェブ会議）                                     |     | 22日                                 | 第5回九州ブロック協議会会長会議             |
|     | 23日                            | 南部地区支部長会定期総会  |     | 23日                                 | 第5回九州ブロック協議会会長会議             |
|     | 24日                            | 第1回ADR運営委員会   |     | 24日                                 | 九州ブロック親睦ゴルフ大会                |
|     | 26日                            | 第1回支部長会議  |     | 25日                                 | 日調連ゴルフ徳島大会前夜祭                |
|     | 30日                            | 静岡シンポジウム  |     | 26日                                 | 日調連ゴルフ徳島大会                   |
|     |                                |   |     | 29日                                 | 第4回理事会                       |

# 福岡県土地家屋調査士会専門研究所

## 県会事務局屋上設置の電子基準点についての検証報告

木下 順一 (Kinoshita Junichi)・溝田 智司 (Mizota Satoshi)・山口 洋平 (Yamaguchi Yohei)

Keywords : 民間等電子基準点, RTK 法, RRS-RTK 法, RTK 測位精度検証, GNSS 連続観測局

### 要旨

福岡県土地家屋調査士会専門研究所は福岡県土地家屋調査士会事務局屋上に GNSS 連続観測局 (以下、県会電子基準点と呼称する) を設置し、令和 6 年 6 月 27 日に民間等電子基準点に登録 (級別分類は C 級) された。

県会電子基準点を基準局とし、リアルタイムで測位結果を得られる RRS-RTK 法による測位の精度を検証し、その成果を報告する。

〈解説〉 RRS-RTK 法とは、一般的に広く利用されているネットワーク型 RTK-GNSS 測位といわれる VRS-RTK 法 (仮想点方式・仮想点が生成する補正情報を利用して行う RTK-GNSS 測位) とは異なり、現実に存在する電子基準点 (Real Reference Station) が生成する補正情報を利用して RTK-GNSS 測位を行う手法である。

現実に存在する電子基準点を基地局として利用するため、基地局を中心に半径 20 Km 以内までは精度が良い (cm オーダーの測位精度) とされる有効圏となる。

### 【はじめに】

近年急速に普及しつつある低価格 GNSS 測量機の登場によって、土地家屋調査士業界においても GNSS 測量機を導入する事務所が増えている。

しかし、従来の VRS 補正情報サービスは、決して安くはないランニングコストが発生し、GNSS 測量機の有効活用の場面も基準点設置等の限られた使い方をしている場合が多く見受けられる。

近年、低価格 GNSS 測量機が登場している。これを電子基準点の役割として活用することで VRS 補正情報サービスに頼らない RTK 測位を行う事によるランニングコストを削減する事が可能となった。

ただし RRS-RTK 法は従来の VRS-RTK 法とは異なる為、「ネットワーク型 RTK 法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」などの適用はなく、また基準局から離れるほど精度が落ちるといった性質もあるが、RTK 補正情報の取得が無料となる為、基準点探索や杭探索などに時間を気にせず RTK 測位を行える利点は大きい。

また、県会電子基準点は天神・博多区域が有効範囲内に入る事から、都市型電子基準点の存在意義は大きく、RTK 測位による位置情報取得だけではなく地殻変動観測や高精度位置情報サービスへの活用など GNSS 連続観測局の情報の有用性は多岐に渡る。土地家屋調査士の社会的役割も、県会電子基準点の設置公開により多分野において拡大されることが期待される。

### 【検証観測の方法】

(目的) 県会設置電子基準点を基準局とした RTK 方式 (RRS-RTK 法) により、基本三角点等及び 14 条地図筆界点座標との整合性を確認する検証観測の方法を定める。

(検証に使用する既知点) 既知点とする電子基準点は福岡県会屋上に設置された県会電子基準点とする。

(配信環境及び配信システム) 既知点より配信される RTCM3 メッセージを Ntrip プロトコルにより受信し、移動局 GNSS 受信機による RTK-FIX 解の検証観測を行う。

### (県会電子基準点配信設備)

設置位置:福岡市中央区舞鶴 3 丁目 3-4 ライフピア舞鶴 エレベータ機械室屋上及びエレベータ機械室内

県会電子基準点設備 (GNSS 連続観測局設備)

GNSS アンテナ:HX-CSX601A (国土地理院 1 級 GNSS 登録番号 235) S/N: C23022000179

3 周波 GNSS 受信機:RZS. D (国土地理院 1 級 GNSS 登録番号 235) S/N: 0093

GNSS アンテナ線長: 10 m

GNSS 受信機専用 Wi-Fi ルーター: WSR-1166DHPL2/N

落雷対策: 避雷針及び UPS による雷サージ対策

停電対策: UPS (APC BE 425 M - JP E 出力電源容量: 425VA/255W) を利用

メンテナンス: 毎週月曜日午前 1 時 (日本時間) にお

いて 10 分程度の配信停止

配信 RTCM3 メッセージ : St ARP 1005(5), GPS 1075(1), GLONASS 1085(1), Galileo 1095(1), QZSS 1115(1), BeiDou 1125(1), GLONASS cpb 1230(5)  
周波数 (3 周波対応) : GPS(L1C/A, L2P, L2C, L5) QZSS(L1C/A, L2C, L5) GLONASS(L1, L2, L3) Galileo(E1, E5b, E5a) Beidou(B1, B2, B3)

#### (民間等電子基準点登録事項)

1. 申請者名 福岡県土地家屋調査士会
2. 級別分類 C 級
3. 民間等電子基準点名 C037
4. 登録番号 No. 2426
5. 登録年月日 令和 6 年 6 月 27 日
6. 所在地 福岡県福岡市中央区舞鶴 3 丁目 3 番 4 号
7. 国家座標  
緯度:33° 35' 25.901"  
経度:130° 23' 14.274"  
楕円体高:66.7 m  
標高:34.2 m
8. 特記事項 RTCM3 (1 秒データ) 方式、国土地理院管理番号「C037」

#### (Ntrip プロトコルによる配信サーバ)

サーバアドレス : ntrip1.bizstation.jp  
ポート番号 : 2101  
マウントポイント : B49FE776  
パスワード : なし

#### (検証観測条件)

移動局 GNSS 測量機の受信環境は次の通りとする。  
GNSS 衛星システム :  
GPS, QZSS, GLONASS, Galileo, BeiDou  
使用衛星数 : 6 衛星以上  
最低衛星仰角 : 15°  
最低シグナルレベル : 15dbHz  
更新レート : 1 Hz (データ取得間隔 1 秒)  
平面直角座標系 2 系の座標値を記録  
受信機は国土地理院登録の 2 周波又は 3 周波の 1 級 GNSS 測量機若しくは 2 級 GNSS 受信機とする。

#### (観測方法の実施)

観測方法は次項を標準とする。  
RSS-RTK 法による検証観測の実施は、単点観測法により行うものとする。  
観測時のアンテナの固定は二脚 (パイポッド)、又は三脚により静止した状態で行う。  
データ取得間隔 1 秒で FIX 解を得て 10 エポックの平均値を観測値とする。  
観測後初期化を行う (GNSS ホットリスタート)  
データ取得間隔 1 秒で FIX 解を得て 10 エポックの平均値を再観測値とする。  
観測値と再観測値を基本三角点等の成果との較差

を確認する。

許容範囲として基本三角点等との較差は  $\Delta N \Delta E$  が 60mm 以内と 120mm 以内であることを確認する。許容範囲を超えた点は NG として記録する。

#### (観測条件及び観測方法の根拠)

実務上の利用を、基準点の探索 (ない事の確認を含めた) や公共座標上の筆界点の現地探索を想定している。半径 60mm または 120mm の範囲で基準点や杭の有無が判断出来る事を想定した。

#### (検証観測の記録事項)

検証観測時の記録事項を次に定める。

- GNSS 測量機の名称
- 観測日
- 基本三角点等及び 14 条地図筆界点座標の点名及び平面直角座標系の座標値
- RTK-FIX 解観測値の平面直角座標系の座標値
- RTK-FIX 解再観測値の平面直角座標系の座標値
- 観測値または再観測値と基本三角点等の成果の較差
- 県会電子基準点までの基線距離

#### 【検証結果】

##### (検証観測の成果)

検証観測の成果は以下の通りである。

-別紙のとおり-

##### (成果報告)

県会電子基準点及びその配信する RTCM3 メッセージ補正情報配信データを利用した、RRS-RTK 法による検測値と基本三角点等の成果の整合性については以下の通りである。

県会電子基準点との基線距離 20km 以内の 1 級公共基準点 10 点を確認した。8 点は 60mm 以内で整合し、1 点は 120mm 以内で整合した。1 点は明らかに異常点であったため除外した。  
県会電子基準点との基線距離 2.5km 付近の 14 条地図筆界点 9 点を確認し、全ての筆界点において 60mm 以内で整合した。

GNSS 測位の特性上、移動局の上空視界により測位精度は左右される事も確認出来たが、長距離 (基線距離 20km 付近) であっても Fix 解を得られ、かつ基準点探索に耐えうる測位精度であった事は実用上問題ないと考えた。

また、都心部ではビル等の障害で衛星測位は困難とされるなか、測位の精度が保たれている事は特筆すべき事であり、本研究の成果は、県会電子基準点 (都市部に設置される事) の有用性を裏付けるものであり、非常に有意義なものであった。

### (謝辞)

本専門研究所においてアンテナの設置場所の確保は最重要課題であり、共有スペースである屋上（エレベータ建屋）にアンテナ設置をする許可取得（マンション管理組合総会での決議）やエレベータ建屋の使用許可を取付けてくれた小金丸元事務局長、並びに県会事務局関係者の皆様に深く感謝の意を表します。

### 【よくある質問とその答え】

問 無料で使えるか？

答 無料で使えます。（通信費はご負担下さい）

問 基準局は3周波に対応しているか？

答 BeiDou を含めた3周波に対応しています。

問 県会電子基準点を使ってスタティック測位出来るか？

答 可能であるが、民間等電子基準点は基本三角点等ではないため（精度は出たとしても）地積測量図等に利用する事は出来ません。

問 県会電子基準点を使ってネットワーク型 RTK 法による単点観測法による基準点設置は出来るか？

答 県会電子基準点はネットワーク型 RTK とは異なる方式のため出来ません。しかし測位精度は検証の結果充分実用に耐えうるものであるので今後の法務局等との協議に期待したいと思います。

問 杭や基準点の探索には使えるか？

答 杭や基準点の探索に作業規程はない為、使えません。

問 どこまでの範囲で使えるか？

答 県会電子基準点を中心に半径20Km 以内であれば相当な精度を持って FIX 解を得られる事を確認しています。

問 精度に不安がある。

答 検証の結果、国家座標と整合することを確認しました。

問 県会電子基準点を設置した事によるセキュリティへの懸念は？

答 Ntrip 方式による基準局側の配信は片方向通信 (simplex communication) の為、外部から県会電子基準点やネットワークに直接アクセスする事は出来ません。

国九整福一管第152号  
令和6年7月4日

木下 順一 殿

国土交通省九州地方整備局  
福岡国道事務所長



## 測量標及び測量成果の使用について

令和6年6月17日付けで申請のあった測量表及び測量成果の使用については、測量法（昭和24年法律188号）第38条及び第44条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認する。

### 記

#### 1. 承認事項

- (1) 使用目的 民間等電子基準点（福岡県土地家屋調査士会 GNSS 連続観測局）を基地局とするネットワーク型 RTK-GNSS 観測の検証
- (2) 使用する測量標の種類及び所在 別添のとおり
- (3) 使用期間 自：令和6年7月4日 至令和6年7月14日
- (4) 承認番号 国九整福一管第152号

#### 2. 条件

- ・測量標の使用に当たっては、敷地の所有者または管理者の承諾を得ること
- ・測量標の使用に当たっては、標石をき損しないこと
- ・測量標の異常を認めた場合は、速やかに福岡国道事務所長に報告すること
- ・測量作業終了後は、速やかに福岡国道事務所長にその旨を届け出ること

#### 3. 承認事項及び条件は、厳守すること



## 使用する測量標の種類及び所在

種類	点名	基準点コードまたは公共測量助言番号
1級基準点	R3 82. OKP	平成26九公第291号
1級基準点	R3 83. OKP	平成26九公第291号
1級基準点	R3 84. OKP	平成26九公第291号
1級基準点	R3 85. OKP	平成26九公第291号
1級基準点	R3 86. OKP	平成26九公第291号
1級基準点	R3 78. OKP	平成14九公第213号
1級基準点	R3 79. OKP 現在場所不明	平成14九公第213号
1級基準点	R3 80. OKP	平成14九公第213号
1級基準点	R3 81. OKP	平成14九公第213号
1級基準点	R3 87. OKP	平成14九公第213号
1級基準点	R3 88. OKP	平成14九公第213号
1級基準点	R3 89. OKP 現在場所不明	平成14九公第213号
1級基準点	R3 90. OKP 現在場所不明	平成14九公第213号
1級基準点	R3 91. OKP	平成14九公第213号
1級基準点	R3 92. OKP	平成14九公第213号
1級基準点	R3 93. OKP	平成14九公第213号
1級基準点	R3 94. OKP	平成14九公第213号
1級基準点	R3 95. OKP 現在場所不明	平成14九公第213号
1級基準点	R3 96. OKP 現在場所不明	平成14九公第213号
1級基準点	R3 97. OKP 現在場所不明	平成14九公第213号

検証観測の成果

点検観測実施日 令和6年7月5日

観測者名：木下 順一

基準点検証観測結果

観測名	検測名	基準点座標		検測値		較差				備考		
		X m	Y m	X m	Y m	Δ X mm	Δ Y mm	差 mm	県会電子基準点との距離 Km		制限 (120mm)	
R3 78.0KP	7801	65951.807	-52384.444	65951.757	-52384.458	50	14	52	4494.450	4.49	○	
R3 78.0KP	7802	65951.807	-52384.444	65951.752	-52384.460	55	16	57	4494.450	4.49	○	
R3 78.0KP	7803	65951.807	-52384.444	65951.758	-52384.452	49	8	50	4494.450	4.49	○	
R3 80.0KP	8001	64246.178	-51408.430	64246.175	-51408.402	3	-28	28	5640.080	5.64	○	
R3 80.0KP	8002	64246.178	-51408.430	64246.178	-51408.399	0	-31	31	5640.080	5.64	○	
R3 81.0KP	8101	63641.418	-50630.341	63654.209	-50638.539	12791	8198	15193	6556.370	6.56	NG	
R3 81.0KP	8102	63641.418	-50630.341	63654.216	-50638.537	12798	8196	15197	6556.370	6.56	NG	
R3 82.0KP	8201	62906.697	-49974.224	62906.683	-49974.222	14	-2	14	7423.268	7.42	○	
R3 82.0KP	8202	62906.697	-49974.224	62906.682	-49974.222	15	-2	15	7423.268	7.42	○	
R3 85.0KP	8501	60714.188	-48009.155	60714.162	-48009.157	26	2	26	10145.530	10.15	○	
R3 85.0KP	8502	60714.188	-48009.155	60714.182	-48009.149	6	-6	8	10145.530	10.15	○	
R3 86.0KP	8601	59758.116	-47712.451	59758.099	-47712.478	17	27	32	10892.329	10.89	○	
R3 86.0KP	8602	59758.116	-47712.451	59758.089	-47712.478	27	27	38	10892.329	10.89	○	
R3 91.0KP	9101	56647.357	-44451.623	56647.353	-44451.594	4	-29	29	15341.765	15.34	○	
R3 91.0KP	9102	56647.357	-44451.623	56647.355	-44451.594	2	-29	29	15341.765	15.34	○	
R3 92.0KP	9201	56085.689	-43634.454	56085.581	-43634.486	108	32	113	16333.045	16.33	NG	
R3 92.0KP	9202	56085.689	-43634.454	56085.596	-43634.476	93	22	96	16333.045	16.33	NG	
R3 93.0KP	9301	55192.730	-43296.383	55192.735	-43296.345	-5	-38	38	17138.324	17.14	○	
R3 93.0KP	9302	55192.730	-43296.383	55192.738	-43296.349	-8	-34	35	17138.324	17.14	○	
R3 94.0KP	9403	54231.011	-43132.588	54230.984	-43132.569	27	-19	33	17867.499	17.87	○	
R3 94.0KP	9404	54231.011	-43132.588	54230.990	-43132.567	21	-21	30	17867.499	17.87	○	

固定局  
GNSS連続観測局名：0037  
緯度 33° 35' 25.9006"  
経度 130° 23' 14.2735"  
楕円体高 66.70m  
標高 34.20m  
平面角座標系2系の座標値  
X: 65656.975  
Y: -56869.213

移動局  
受信機 RZK.D S/N:0010  
アンテナ番号 S/N:023022000351  
データ取得間隔 1.0 秒  
最低高度角 15 度

境界点検証観測結果

観測名	検測名	筆界点座標		検測値		較差				備考		
		X m	Y m	X m	Y m	Δ X mm	Δ Y mm	差 mm	県会電子基準点との距離 Km		制限 (120mm)	
5201	5201-1	66074.005	-54424.469	66074.004	-54424.481	1	12	12	2480.058	2.48	○	
5201	5201-2	66074.005	-54424.469	66074.003	-54424.486	2	17	17	2480.058	2.48	○	
5202	5202-1	66063.583	-54412.918	66063.571	-54412.935	12	17	21	2489.722	2.49	○	
5202	5202-2	66063.583	-54412.918	66063.575	-54412.933	8	15	17	2489.722	2.49	○	
5203	5203-1	66057.867	-54406.579	66057.865	-54406.591	2	12	12	2495.051	2.50	○	
5203	5203-2	66057.867	-54406.579	66057.861	-54406.590	6	11	13	2495.051	2.50	○	
5204	5204-1	66045.756	-54393.221	66045.747	-54393.214	9	-7	11	2506.329	2.51	○	
5204	5204-2	66045.756	-54393.221	66045.753	-54393.215	3	-6	7	2506.329	2.51	○	
5205	5205-1	66037.774	-54393.528	66037.745	-54393.514	29	-14	32	2504.800	2.50	○	
5205	5205-2	66037.774	-54393.528	66037.739	-54393.502	35	-26	44	2504.800	2.50	○	
5206	5206-1	66032.203	-54401.287	66032.234	-54401.303	-31	16	35	2496.288	2.50	○	
5206	5206-2	66032.203	-54401.287	66032.234	-54401.301	-31	14	34	2496.288	2.50	○	
5232	5232-1	66056.768	-54443.966	66056.753	-54443.961	15	-5	16	2457.978	2.46	○	
5232	5232-2	66056.768	-54443.966	66056.756	-54443.967	12	1	12	2457.978	2.46	○	
5233	5233-1	66056.596	-54443.716	66056.591	-54443.723	5	7	9	2458.197	2.46	○	
5233	5233-2	66056.596	-54443.716	66056.595	-54443.725	1	9	9	2458.197	2.46	○	
5267	5267-1	66044.389	-54391.713	66044.407	-54391.722	-18	9	20	2507.608	2.51	○	
5267	5267-2	66044.389	-54391.713	66044.403	-54391.724	-14	11	18	2507.608	2.51	○	

## GNSS連続観測データの確認結果

2024/02/07

国土地理院

1. GNSS連続観測局名

C037 ✓

2. データの諸元

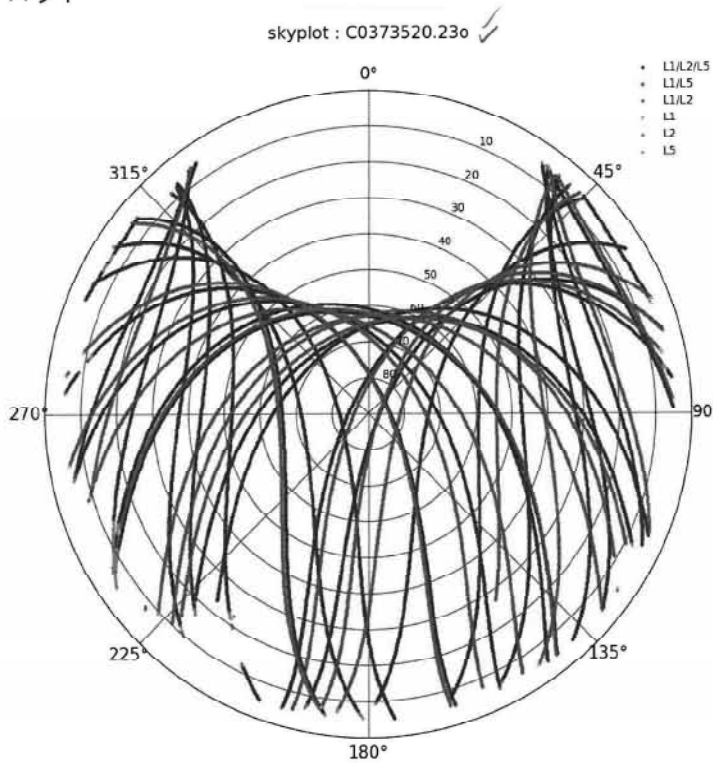
国土地理院が1秒サンプリングデータから生成した30秒RINEX ✓

2023/12/18~2023/12/20 ✓

3. GNSS受信信号

	L1 (E1)	L2	L5 (E5)
GPS	○	○	○
QZSS	○	○	○
GLONASS	○	○	△
Galileo	○	△	○

4. スカイプロット



5. データ品質

MP1 : 0.22 ✓

o/slps : 64096 ✓

MP2 : 0.24 ✓

取得率 : 94% ✓

6. GNSS連続観測局の位置の計算結果

(1) 既知点 0450, 0451, 0087, 1063, 0771

(2) 三次元網平均 緯度: 33° 35' 25.9006" (33° 35' 25.901" )  
 計算結果 経度: 130° 23' 14.2735" (130° 23' 14.274" )  
 楕円体高: 66.70 m (66.7 m)  
 標高: 34.20 m (34.2 m)

日本のジオイド2011 (Ver. 2.2)\*

※ ( )内はC級の場合の三次元網平均計算結果

(3) 閉合差、標準偏差

閉合差	ΔN (mm)	ΔE (mm)	ΔU (mm)	標準偏差
1日目+2日目	22.9	-9.5	-41.8	辺数: 2 水平: <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.4 mm</span>
2日目+3日目	25.8	-10.4	-53.4	辺数: 2 標高: <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2.1 mm</span>
3日目+1日目	25.2	-13.8	-41.5	辺数: 2

(4) セット間較差

セット間較差の最大値 N: 0.5 mm E: 2.9 mm U: 4.9 mm

7. キネマティック法

(1) 既知点、基線長 0087 (17.6km) / 0450 (14.0km) / 1063 (26.8km) / 0771 (27.6km) / 0451 (16.0km)

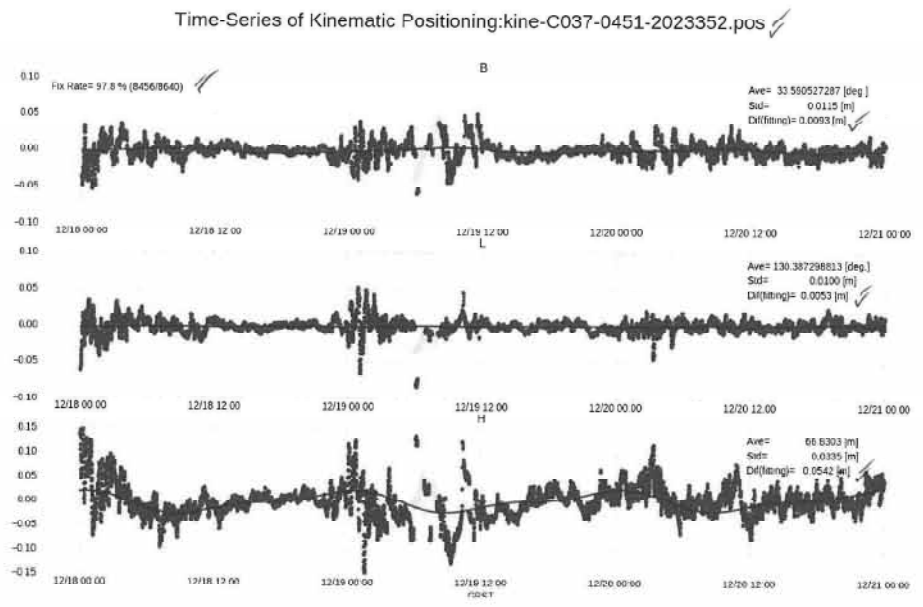
(2) 標準偏差の2倍

水平 (ΔN, ΔE)	高さ (ΔU)	割合 (%)
20mm以内	30mm以内	65
50mm以内	100mm以内	33
75mm以内	150mm以内	1
75mmを超過	150mmを超過	0

(3) 日周変動、FIX率

ΔN: 9.3 mm ΔE: 5.3 mm ΔU: 54.2 mm  
 FIX率: 97.8 %

(4) 時系列グラフ





# 検 定 証 明 書

日測技発第N24-0008号

2024年6月17日

福岡県土地家屋調査士会 殿

東京都文京区小石川一丁目5番1号

公益社団法人 日本測量協会

会 長 清 水 英 範



下記のGNSS連続観測局は、当協会の「民間等電子基準点の性能基準及び登録要領に基づくGNSS連続観測局の性能検定要領」により検定した結果は、性能基準に適合していることを証明します。

記

級 別 分 類      民間等電子基準点（C級）      1点

GNSS連続観測局名
C級    C037

福岡県土地家屋調査士会  
会長 日野智幸 殿

国土地理院長

民間等電子基準点登録通知書

令和 6 年 6 月 24 日付けで登録の申請のあった GNSS 連続観測局は、性能基準に適合するものと認め、民間等電子基準点として登録したので通知する。

記

1. 申請者名 福岡県土地家屋調査士会
2. 級別分類 C 級
3. 民間等電子基準点名 C037
4. 登録番号 No.2426
5. 登録年月日 令和 6 年 6 月 27 日
6. 所在地 福岡県福岡市中央区舞鶴 3 丁目 3 番 4 号
7. 国家座標 緯 度 :  $33^{\circ} 35' 25.901''$   
経 度 :  $130^{\circ} 23' 14.274''$   
楕円体高 : 66.7 m  
標 高 : 34.2 m
8. 特記事項 RTCM3 (1 秒データ) 方式, 国土地理院管理番号「C037」

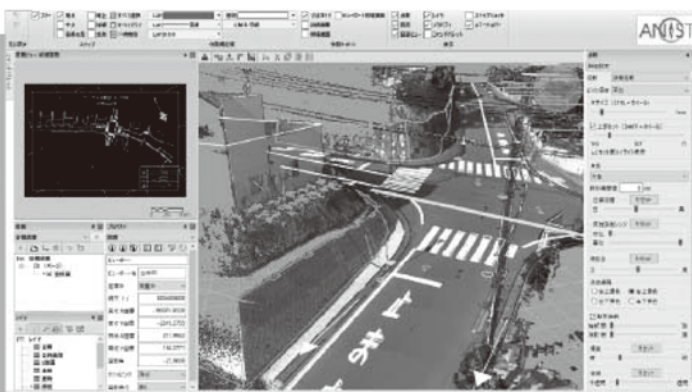
点群から平面図作成を1つのアプリで完結するCADシステム登場

新登場

# ANIST - アニスト -

## 点群データから平面図作成の課題を解決!

点群データの編集作業を軽減し、  
ダイレクトに平面図の作成が可能!



AISAN  
NEW  
INSPIRATION  
SOLUTION  
TECHNOLOGY



見えなかったエッジが見える!



エッジ抽出・白線抽出アニスト機能

こちらのQRコードより  
ANISTの詳細を  
ご覧いただけます。



アイサンテクノロジー株式会社  
〒980-0802  
宮城県仙台市青葉区二日町3番10号 グラン・シャリオビル7F  
東日本測地営業部 北日本営業所  
<https://www.aisantec.co.jp/>



アイサンテクノロジーまで  
お気軽にお電話ください!

0570-064-457

初學者向け 通信教育  
午後の部試験攻略のための

改正法に  
完全対応!!

特典!

本試験会場に持ち込める  
必携の記述式用器具付き!

- 縮尺定規「すいすい君  
すらすらチャン」
- 全円分度器

土地家屋調査士 MP4映像  
ダウンロードタイプ

# 新 最短合格講座

ホームページで  
サンプル映像  
配信中!



内堀クラス

レクチャー

内堀 博夫  
本学院専任講師



山井クラス

レクチャー

山井 由典  
本学院専任講師

注目!

東京法経学院は  
ココがちがう!

8つのポイント

**1 合格実績が違う!**  
他を圧倒した合格者を輩出  
しています!  
令和5年度土地家屋調査士試験  
東京法経学院合格輩出実績  
合格者428名中323名輩出  
合格占有率 75.5%  
※ 詳しくは HP にてご確認ください。

**2 講師陣が違う!**  
講師陣の層の厚さが半端ない!

真の講義力は、受講生の反応をリアルタイムで確認しながら進める対面授業（イン・パーソナル・クラス）によって身に付くものと考えておりますが、担当の各専任講師は対面授業時間数が1万時間を超えております。本講座では、その対面授業で培った能力を十分に発揮していますので、安心して受講していただくことができます。近年合格した方を教壇に上げることはございません。

試験を知り尽くした講師陣が総力で、教材制作や答案講座等の問題作成にあたっています。試験傾向を徹底的に分析し、どのレベル、どの角度からの問題にも対応できる良質の問題作成に取り組んでいます。

**3 テキスト・教材が違う!**  
入学しなければ入手できない、  
講座専用完全オリジナル教材

本講座の学習に使用する教材の選択は、その後の進行のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに合格に必要な不可欠な知識を余すことなく網羅し発刊した、講座専用の完全オリジナル教材「合格ノート」と「記述式攻略ノート」を使用いたします。本教材は非売品ですので本講座に入学しなければ入手することはできません。また答案練習講座（答練）に進級した際に使用する解説書の【参照】欄には「合格ノート」の参照頁を記載しておりますので、復習の際のムダな時間を大幅にカットできるうえ、本試験直前の総まとめの場面においても、爆発的な威力を発揮する、まさに合格までのオールインワン教材となっております。

**4 全コースに「過去問テキスト」がついてくる!**  
“平成年代”完全制覇! 昭和年代も  
重要問題はセレクトして収録!

資格試験において、過去問学習は必須項目です。本学院の過去問集は昭和年代からの過去50年以上の過去問を、常に最新の法令に準拠させ、受験生の皆様に提供しております。基礎力総合編にも含まれています。

**5 もちろん、複素数にも対応しています!**  
複素数の修得は必須です!

土地家屋調査士試験は、まさに時間との勝負と言われる程、知識とテクニックが問われる試験といえます。複素数の修得はそれだけで有利になる計算テクニックなのです。

**6 ダウンロード講義ファイルが扱いやすい!**  
(MP4ダウンロードタイプの方)

USBメモリ保存可能!  
スマホタブレット等のオフライン視聴も可能!

本学院のダウンロード講義ファイルは、一度ダウンロードしていただければ、あとはオフラインで視聴いただけます。USBメモリに入れて別のパソコンでの視聴はもちろん、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末でのオフライン視聴も可能ですからバケット量を気にすることもありません。しかも削除されない限り、受講期間終了後も視聴できるから安心です。もちろん、ストリーミング再生にも対応しております。

※ファイルのコピーは受講生ご本人様の使用に限り許可しており、それ以外の複製・転売は固くお断りしております。

**7 充実した答練講座がちがう!** (総合コースの方)  
試験を知り尽くした講師陣ブレイク炸裂!  
的中続出の新作予想問題!

過去問は最良の学習教材であります。がしかし、過去問が本試験に出題されることはありません。本学院の答案練習講座(答練講座)は試験を知り尽くした講師陣によって、徹底的に試験分析を行い、狙われるであろう論点を確実に網羅できるよう、すべて新作問題を出題しています。基礎力総合編の受講後は、答練講座をベースメーカーとすることで、毎回が本番をシミュレーションすることができ、自然と合格レベルに達することが可能となります。

**8 学習方法等の悩みはオンラインでサクッと解決!**  
オンラインカウンセリングがあるから安心です!

「記述式の学習方法がわからない」「何から始めれば良いかわからない」などの不安や悩みを本学院講師によるオンラインカウンセリングで解決します。PC・スマホ・タブレット等の各種端末に対応しております。

【完全予約制・月1回まで・15分/1回】

学費  
(10%税込)

会長様の推薦状があれば、  
特別減免学費でお申込み  
できます。

土地家屋調査士 新・最短合格講座  
基礎力総合編 /  
MP4映像ダウンロードタイプ

● 一般学費 152,600円  
● 特別減免学費 129,710円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL ★TEL. 03 (6228) 1453  
★FAX. 03 (3266) 8018  
★HP. <https://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階





# 自動化・AI技術活用で2024年・2025年問題解決をご提案いたします！

## ● Servo Total Station (多機能搭載で測量作業を支援致します)



## ● GNSS SYSTEM (Trimble Technology搭載により最高の測位をお約束いたします)



IMU搭載により危険地への立ち入り減少



IMU搭載機種(R12 R780)

Trimble SKY Controller 登記多角点観測オプション



ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」対応

AR機能を利用した測設



## ● 3D Solution (IMU/AI技術を利用した3次元点群測量により業務軽減を図ります)



IMUを利用した点群自動アシスト



AI技術を利用した点群自動分類

### 株式会社 水上洋行

本社 福岡市東区箱崎ふ頭3-1-22 092-641-2561  
 北九州営業所 北九州市八幡東区西本町2-4-5 093-671-0436  
 久留米営業所 久留米市御井旗崎4-5-24 0942-45-8560  
 佐賀営業所 佐賀市開成6-7-11 0952-31-6097

佐世保営業所 佐世保市山手町25-24 0956-22-0588  
 長崎営業所 長崎市城栄町10-10 095-844-4308  
 熊本営業所 熊本市中央区神水1-27-27 096-234-8841

### 株式会社 ニコン・トリンプル 九州オフィス

福岡市博多区竹下5-8-35 092-482-8668

**【特別価格・送料当社負担でお求めいただけます！】**

農地に関する相談—こんなときどうする？ 税金はどうなりそう？  
都市農地を含む農地取引について詳しく解説！



**農地・生産緑地に関する  
実務と事例**  
登記、税務、転用、相続、売買

鹿島久実子・鹿島崇之・清田幸弘 著

2024年9月刊 A5判 256頁 定価3,300円(本体3,000円) → **特價2,970円(税込)**

- 農地、都市農地の相続実務に欠かせない、農地をめぐる法・各制度の基礎知識、一般農地と都市農地の相違点や、税務上の論点をまとめた一冊。
- 都市農地における相続、売買、贈与、所有権移転などの15事例を必要な手続、税金の面から解説。

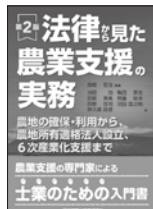
【好評既刊図書】



**第2版 事例解説  
農地の相続、  
農業の承継**

農地・耕作放棄地の権利変動と  
農家の法人化の実務

高橋宏治・八田賢司 編著  
嵐田志保・石山剛・大島俊哉・小川貴晃・小森谷祥平・  
千田理恵子・照本夏子・中村勸・福島聡司・松本智恵美 著  
2024年5月刊 A5判 288頁  
定価3,740円(本体3,400円) → **特價3,370円(税込)**



**第2版  
法律から見た  
農業支援の実務**

農地の確保・利用から、農地所有適格人認定、  
6次産業化支援まで  
農家実務の専門家による  
士業のための入門書

高橋宏治 編著  
池田功・荻原英美・荻原匠司・押久保政彦・亀田泰志・  
齊藤総幸・沼田龍之助 著  
2024年6月刊 A5判 256頁  
定価3,190円(本体2,900円) → **特價2,870円(税込)**



**市町村役場便覧 令和7年版**

令和6年8月1日内容現在

日本加除出版株式会社編集部 編

2024年10月刊 A5判 640頁 定価4,070円(本体3,700円) → **特價3,660円(税込)**

戸籍・  
相続実務  
に必須！

特別価格・送料当社負担 書籍注文書  ご注文締切 2025年2月28日(金) 必着

ご注文 **FAX.03-3953-2061** 太枠内を記入し、当社に送信ください。

お届け 確認後、4~5営業日で、郵送または宅配にて出荷します(国内限り)。  
※在庫が無い場合は、少々お時間を頂きます。

お支払 商品に同封の振込用紙をご利用ください(振込手数料は当社負担)。

書名	特価(税込)	部数	書名	特価(税込)	部数
農地・生産緑地に関する実務と事例 40990 農生	2,970円	部	第2版 事例解説 農地の相続、農業の承継 40673 農承	3,370円	部
第2版 法律から見た農業支援の実務 40570 法農	2,870円	部	市町村役場便覧 令和7年版 51001 7役便	3,660円	部

右記コードまたはURLからでも  
特別価格・送料当社負担にてご注文いただけます！  
<https://forms.gle/iFErfLddG6nCPdDk7>



販促コード：205149

フリガナ	ご注文日	年	月	日
お名前	TEL			
ご住所 〒	FAX			
	通信欄			

※ご記入いただいた個人情報は、商品の発送、お支払いの確認などの連絡および当社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp  
営業部 TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061 X(旧Twitter):@nihonkajo



HEXAGON

Leica  
Geosystems

世界初  
ポールを傾けて測量できる

傾斜補正プリズムポール

ボタンひとつでどの位置からも  
プリズムをサーチ・ロックする  
自動追尾トータルステーション

Leica  
Viva TS16

Leica  
AP20  
AutoPole



福岡県の土地家屋調査士の皆さんへ

# ライカジオシステムズの測量器があれば1人でらくらく測量が実現!

座標変換の手間がなく  
現場でも事務所でも  
作業時間を軽減

GNSSの自己位置をもとに  
公共座標点群の生成ができる



## 圧倒的 スキャン スピード

写真測量を可能にするカメラ搭載GNSS

Leica GS18 I

世界最小・最軽量3Dレーザースキャナー

Leica BLK360 G2

ライカジオシステムズ株式会社

〒108-0073 東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル18F  
TEL:03-6809-3901 FAX:03-6809-3391

簡単お問合せ  
フォームはこちら



2024.7.16  
新発売

# 測量業、 土地家屋調査士業向け スマートフォンアプリ登場!



待望のワンマン計測アプリが新登場!



現場測量アプリ【フィールドポケット】  
**FIELD-POCKET**

FIELD-POCKETは、Android搭載のスマートフォンで動作する、測量・土地家屋調査士業向け観測アプリです。交点計算、電子野帳観測、現況観測、縦断観測、横断観測、測設など、外業用途における機能を搭載。弊社測量CADとの連動性に優れており、外業内業共に一連の測量業務を非常に効率化することができます。



福井コンピュータ株式会社

九州営業所 / 福岡市博多区博多駅東2-2-13 博多駅前ビル3F

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・さいたま・千葉・東京・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・福岡・熊本・別府・宮崎・鹿児島

●製品情報・カタログ請求・各種お問い合わせは

[福井コンピュータグループ会社案内]

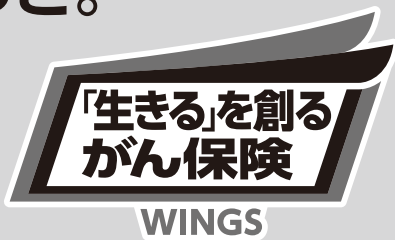
0570-039-291

福井コンピュータ 検索

<https://const.fukui-compu.co.jp>

がん保険にできることを、  
もっと。

**No.1** アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数  
令和4年版 インシュアランス生命保険統計号



<b>1</b>	幅広い保障で 経済的負担をサポート	<b>2</b>	付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(*1)> 「アフラックのよりそうがん相談サポーター」が さまざまながんの悩みの解決をサポート
治療前の検査から治療後の外見ケアまで 幅広い保障でしっかり備えることができます。		「がんかもしれない」と思ったときから 専門知識を持つ相談員が親身にお応えします。	

(\*1)アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。  
サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>)をご確認ください。

<募集代理店>(アフラックは代理店制度を採用しています)

**株式会社アンシン商会**

TEL 0120-5432-99 FAX 092-512-1486

〒815-0037 福岡市南区玉川町 1-22

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

<引受保険会社>

「生きる」を創る。  
**Aflac**

**アフラック**  
福岡総合支社  
〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティビジネスセンタービル  
Tel.092-281-6716 Fax.092-281-7360

AFツール-2023-0169-2410003 5月24日

新年 明けまして おめでとうございます  
本年もよろしく願いいたします

確かな製品を  
お届けします

充電ハンマードリル EZ7881



集じんシステム  
低振動制振機構

圧倒的なパワーで連続作業に強い！  
集じんシステムにクリーン廃棄の高性能  
「HEPA フィルター」新搭載。  
現場で際立つ「赤」も新登場。

EZ7881PC2V-B 黒 集じんシステム付き EZ7881PC2S-B 黒 集じんシステムなし  
EZ7881PC2V-R 赤 204,930円(税込) EZ7881PC2S-R 赤 182,930円(税込)

JIS  
表示認証  
取得工場  
JIS B 7914-2  
TC0910002

株式会社 **カクマル**  
<http://www.kakumaru.jp>

〒814-0104  
福岡市城南区別府3-17-17  
TEL:092-851-5656 FAX:092-831-8405

News!!

株式会社ビービーシーなら電子署名に

# PDF編集ソフトは 不要です!

(Adobe Acrobat等)

Check!

## 主な機能

**表示登記申請システム 標準搭載!**  
追加料金はかかりません。



# PDF 電子署名ツール

- PDFファイルへの署名 (adbe.pkcs7.detached方式)  
以下の証明書が電子署名に使用可能です  
・p12ファイル形式 (司法書士、土地家屋調査士、商業登記電子証明書等)  
・公的個人認証サービス (マイナンバーカード)  
・LGPKI職責証明書
- 複数のオンライン申請添付ファイルへの一括署名 (表示登記申請システム)
- 署名済みPDFファイルの署名検証及び署名属性表示

期間限定 /  
キャンペーン実施中!  
2025年3月31日まで

タイプA (地図データコンバーター)		タイプB (地図データコンバーター)		タイプC		タイプD		タイプE	
表示登記 + CAD + 請求入金 申請システム + システム 土地家屋調査士版	一括購入 5年リース	表示登記 + CAD 申請システム 土地家屋調査士版	一括購入 5年リース	表示登記申請システム	一括購入 5年リース	表示登記 + 請求入金 申請システム 土地家屋調査士版	一括購入 5年リース	請求入金 土地家屋調査士版	一括購入
¥488,250 月額¥9,600		¥425,250 月額¥8,300		¥228,900 月額¥4,500		¥291,900 月額¥5,700		¥63,000	

表記はすべてスタンドアロン版の価格です。ネットワーク版をご希望の場合は別途お問い合わせください。全て税抜価格となります。商品の機能や価格は予告なく変更する場合がございます。

bbc 株式会社ビービーシー

www.bbcinc.co.jp  
ビービーシー

TEL. 03-5909-5772  
東京都新宿区西新宿 6-6-1 新宿アイランドタワー 6階

- 東京本社
- 大阪
- 名古屋
- 福岡
- 札幌
- 仙台
- 高松
- 広島



POINT 01  
測量士補 (国家試験免除)  
卒業と同時に資格取得

教育訓練給付「専門実践教育訓練」教育訓練費用を  
**最大70%**を給付

POINT 02  
土地家屋調査士試験  
測量士補取得後、受験の際は  
午前(の部(測量分野)が免除

ここがすごい!!  
土地家屋調査士対策講座で  
高い実績を残す  
東京法経学院福岡校と提携!  
45%オフの費用で受講し、  
Wスクールも可能!

学校法人 嶋田学園  
福岡国土建設専門学校

お問い合わせ 092-501-3261  
kokusen@mocha.ocn.ne.jp  
福岡国土建設専門学校



# 測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有・管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

**業務使用中、携行中、保管中等の  
偶然な事故による損害に対し、  
保険金をお支払いします。**

例えば

1

測量中誤って  
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が  
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、自宅等  
に保管中に盗難にあった。



等

● 個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の年間保険料

測量機器総合保険(本制度): 31,300円

動産総合保険(個別加入): 83,820円

● 免責金額はありません。

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。詳細はパンフレット等をご覧ください。

ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

約63%  
割安!

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10

土地家屋調査士会館6F

TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03(3259)6692

B24-900282 承認年月 2024年5月

受付

## まずはお電話を!!

センターをご利用の前に、  
福岡県土地家屋調査士会などによる  
無料相談会をご案内します。

福岡県土地家屋調査士会  
境界問題解決センターふくおか

ADR  
Boundary Line Center Fukuoka

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴三丁目3番4号 ライフピア舞鶴201号

**TEL (092) 741-5884**

**FAX (092) 731-5202**

URL: <https://adr.fukuoka-chousashi.or.jp>

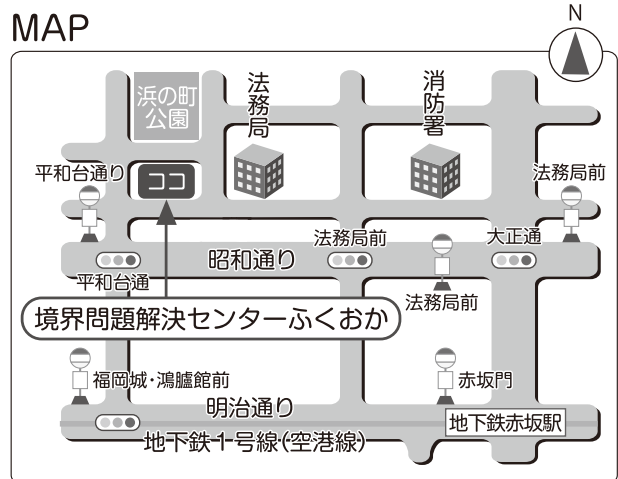


かけっサポート

認証紛争解決サービス

認定番号 第168号  
法務大臣認証取得

MAP



## 編集後記

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、本会の会務運営にご理解と温かいご支援をありがとうございました。

会報「ふくおか」132号発刊におきましても、多くの皆さまからご投稿いただき、完成することができました。

巳年の新年、皆さまとご家族の方々が健やかであり、日々のご尽力が実を結ぶ年であることを願っております。

広報部一同



深く感謝申し上げます。



境界  
紛争

ゼロ  
宣言

発行所

福岡県土地家屋調査士会

福岡市中央区舞鶴3丁目3-4ライフピア舞鶴201 TEL(092)741-5780 FAX(092)731-5202  
www.fukuoka-chousashi.or.jp E-mail info@fukuoka-chousashi.or.jp

印刷 / 秀英社印刷株式会社 福岡県筑紫野市武蔵3-2-6 TEL(092)923-3154